

秋田県公文書館

研究紀要

第27号

講演録

「民間資料を残し、活かし、未来に伝える ―全国各地でのささやかな経験から―」
..... 富 善 一 敏 ... 1

論文

秋田県公文書館における普及活動の現状と今後の展開について
～広報紙「古文書倶楽部」の可能性を考える～
..... 高 田 環 樹 ... 16

研究ノート

「(秋田) 風俗問状答」の諸本に関する若干の考察 一 関 修 二 ... 26

史料紹介

「郡方吟味役勤中日記」(文政十二年) 39

令和2年度 活動報告 60

令和3年3月

令和二年度市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議 基調講演（十一月二十日）

民間史料を残し、活かし、未来に伝える

—全国各地でのささやかな経験から—

東京大学経済学部資料室学術支援専門職員 （鹿角市古文書整理委員会委員長）

富善 一敏

はじめに

御紹介いただきました富善です。皆様のお手元にレジュメと資料を配付させていただきました。このほかに、パワーポイントで写したスライドとDVDの映像を使います。どうぞよろしく願います。始めに近年の民間史料の調査方法の変化について話し、それから私がかかわってきた熊本県天草市の天草史料調査会（天草アーカイブズ夏期史料調査事業）・鳥取県伯耆町矢田貝家文書調査・沖縄県伊江島阿波根昌鴻資料調査会の三つの事例を話させていただき、最後に若干のまとめができればと思います。

秋田との関わりですが、平成二十五年三月に、東京大学大学院経済学研究科で行っている古文書ゼミの仲間に誘われ、鹿角市旧関善酒店の文書を調査したのが始まりです。

この調査では、文書群の現状を写真で記録し、文書保存箱百十一箱・一万点以上にのぼる古文書の目録作成を行っています。次頁上の写真は、令和元年十一月に鹿角市立花輪図書館で行った歴史講座のポスターです。関善酒店文書の一部が鹿角市史編さん室に寄贈されていることがきっかけとなり、平成三十年に古文書整理委員会を立ち上げて、市史編さん室に架蔵されていた五七三箱・八万七千点の古文書や古書類の整理のお手伝いをするようになりました。昨年十一月のこの会議で、鹿角市教育委員会の工藤海さんが「鹿角市古文書整理事業の概要」の報告をされているので記憶に新しいかと思えます。

次に、民間史料（古文書などの歴史資料）の調査方法の変化について、簡単に述べておきます。

1 「荒仕分け」の時代（一九八〇年代）

一九八〇年代までの「荒仕分け」の時代には、戦後の地方史研究の進展に伴い、村方文書などの古文書調査や自治体史編纂事業が行なわれました。その過程で、年代別、内容別、主題別、機能別などのさまざまな文書の分類が行われ、多くの古文書が整理され、現在に残されています。しかしながら、効率的な利用が優先されたことにより、文書の現物が物理的に区分けされ、文書群の現状や原型が破壊されました。

△歴史講座▽
古文書からたどる

かづのの酒づくり

2019
11/2(土)
13:30~15:30

参加無料
申込不要

【会場】花輪市民センター 講堂
鹿角市文化の社交館コモッセ 1F

2013年から日開酒造の古文書群の調査・整理が続けられています。そこから明らかになった鹿角の酒造の資料から、花輪を中心とする鹿角地域の歴史をあらためて考えてみたいと思います。

【プログラム】
「鹿角地域における開酒文書の意義」
大野 篤 氏
鹿角市史・郷土史研究センター
鹿角市立花輪図書館
鹿角市立花輪図書館
鹿角市立花輪図書館

「開酒調査の概要」
大野 篤 氏
鹿角市史・郷土史研究センター
鹿角市立花輪図書館
鹿角市立花輪図書館
鹿角市立花輪図書館
鹿角市立花輪図書館

「古文書からたどるかづのの酒づくり」
大野 篤 氏
鹿角市史・郷土史研究センター
鹿角市立花輪図書館
鹿角市立花輪図書館
鹿角市立花輪図書館
鹿角市立花輪図書館

【主催】鹿角市立花輪図書館 TEL 0186-23-4471 鹿角市教育委員会
鹿角市史・郷土史研究センター 鹿角市立花輪図書館 鹿角市立花輪図書館



次の写真は、私が大学四年生の時に始まった、長野県諏訪郡富士見町史編纂事業で一九八四年に行われたある村の区有文書整理時のスナップ写真です。

状もの（一紙文書）を区の郷蔵のあちこちから集めてきて、「寛政」「文化」「文政」といった年代別に仕分けしています。当時は、冊ものは「土地」「貢租」「戸口」などの分類項目ごとに、状ものは年代別に現物を仕分けして整理する方法が一般的でしたが、現地の限られた時間でどんなに頭を使っても最善の分類はできず、苦い思いをしたことを覚えています。

2 アーカイブズ学的資料調査法の普及（一九九〇年代～現在）

こうした問題の多い方法は、一九九〇年代に始められたアーカイブズ学的史料調査法の普及により大きく変わりました。その要因として、一九八〇年代後半にアーカイブズ学（文書館学・記録史料学）が日本に本格的に導入され、文書整理・調査の原則が確立されたこと、房総史料調査会・甲州史料調査会などの行政的制約を受けずに自由な方法を試行錯誤しうる民間史料調査ボランティア団体の活動により、現地でさまざまな試みが行われ、調査方法が確立したことが挙げられます。

国立史料館（現国文学研究資料館）の大藤修氏は、史料を調査整理する際には、資料を整理し利用する人ではなく徹頭徹尾史料の側に立った調査・整理をするとの基本原則を述べています。この原則に立ち、同じく国立史料館の安藤正人氏は、段階的整理（「追い越し禁止の序列」と段階的保存、段階的精密化（「一歩手前で止める」「あとひとつの時間をいとわない」）を述べています。

さらに、文書館学的記録史料整理論について、「誰もが自由に」「科学的に」「永続的に」記録史料を利用できる条件を整えるために行うものであり、文書群の全体構造の分析に基づく目録などの検索手段の作成という分析的整理と、保存手当などの物理的整理からなること、文書を発生母体ごとに整理しなければならないという出所原則（Ⅱ家分け整理の原則）、発生母体でなされていた文書の配

列方式（原秩序）は、文書群の体系的構造を解明する重要な手がりであるのでむやみに変更しないこと、その保存の現状（現配列）を変更する場合には記録を取るという原秩序尊重の原則／記録の原則、文書の物理的原形をむやみに変更せず、文書の価値や重要度によりその取り扱いに差を付けないという原形保存の原則／平等取り扱いの原則について述べています。

こうした原則を踏まえ、文書群の現状を尊重した文書調査・整理法が広まります。現在は、まず文書目録を現配列順に作成し（現状目録）、その次の段階で文書群の構造分析を踏まえた本格的な目録（基本目録）を作成するという作業手順が、エクセルやアクセスなどの表計算・データベースソフトの普及に伴い一般化しています。

一 天草史料調査会から天草市立天草アーカイブズ 夏期資料調査事業へ

本論に入ります。平成七年の夏に、安藤正人氏からお話をいただき、熊本県本渡市歴史民俗資料館架蔵中西家文書の概要調査を行いました。本文書の内容調査（一点ごとの目録作成）の必要と、翌年の簗田家文書の蔵出し（文書収納容器の記録と調査場所への搬出）がきっかけとなり、平成九年八月に民間ボランティア団体として天草史料調査会が発足します。

毎年夏に全国各地から大学教員・学生、アーカイブズ関係者、地

元参加者が集まり、一週間程度調査を行います。参加者は文書箱の中に紛れ込んだ鼠の死骸を発見したり、調査に関連する場所の巡見を行ったり、交流会で親睦を深めたりします。

なお本会の活動は、本多康二「本渡市立歴史民俗資料館収蔵の古文書調査（H七〇九）」（『地方史研究』二七三、一九九八年）及び同「当館の地方資料保存利用機関としての活動―天草史料調査会との協力―」（『全史料協 会報』四七、一九九九年）に掲載されていますので、後で御覧いただけると幸いです。

左の写真は簗田家文書の蔵出しをする安藤正人氏です。



右の写真で長持内の文書の内容を確認しているのは、横手市出身で平成二十二年に当会議で講演された高橋実氏です。

天草史料調査会で特筆すべきことは、本会の活動がアーカイブズ設立のきっかけになったことです。平成十二年八月調査時の懇親会での本渡市長安田公寛氏と、会員の安藤正人氏・高橋実氏との交流を契機としてアーカイブズ設立運動が本格化し、平成十二年四月には本渡市立天草アーカイブズが設立されました。

なお、平成十八年には市町村合併による天草市誕生により、天草市立天草アーカイブズと改称しました。天草アーカイブズ設立の経

過については、熊本県本渡市長安田公寛・同市教育委員会平田豊弘「一斉廃棄から文書館へ」（『全史料協会報』六〇、二〇〇二年）と『本渡市立天草アーカイブズ開館までの記録』（熊本県本渡市立天草アーカイブズ、二〇〇二年）に詳しく述べられていますので、こちらを御参照ください。

調査と並行して、本会の会員が行政に協力し、天草地域の古文書史料集及び目録を刊行しました。『本渡市古文書史料集 天領天草大庄屋木山家文書 御用触写帳』第一巻く第七巻、同索引（本渡市教育委員会、一九九五く二〇〇六年）。『本渡市古文書史料集 天領天草大庄屋木山家文書 万覚』第一巻く第三巻（本渡市教育委員会、二〇〇三く二〇〇五年）。『天草市歴史資料調査報告書第一集 肥後国天草郡本戸馬場村木山家文書目録』、『同第二集 肥後国天草郡宮地岳村 中西本家文書目録』、『同第三集 肥後国天草郡下浦村大塚家文書目録』（熊本県天草市教育委員会、二〇〇七く二〇〇八年）です。天草地域の歴史を、地域住民の方々や歴史研究者に伝えることに貢献できたと思います。

また、二〇〇六年七月豪雨により発生した天草市旧河浦庁舎の水損被害の際にはちょうど調査時でもあり、公文書のレスキューに全面的に協力しました。この時の活動は『平成十八年七月豪雨災害における水損被害公文書対応報告書』（天草市立天草アーカイブズ、二〇一〇年）にまとめられています。下の写真は、水損被害対応の初日、まずは被害のない段ボール箱を救出しているところです。



平成二十年に天草史料調査会は大きな転機を迎えます。その前年に参加人数が四十名に増加し調査マネジメントが困難となったなどの理由で、天草史料調査会を発展的に解消し、会員各人が天草アーカイブズの地域史料調査協力員（事前登録制）として天草アーカイブズが行う夏期史料調査事業に参加するという、いわば直轄型に転換しました。現在では、毎年八月または九月に、私と埼玉県在住の

林貴史さんが指導する古文書班、修復家の尾立和則氏が指導する襖下張り班、京都造形芸術大学の大林賢太郎氏が指導する写真班の三班に分かれ、一週間程度の調査を全国各地及び地元からの参加者二十〜三十名規模で行っています。今年は新型コロナ禍により実施できなかったのが残念です。

二 鳥取県伯耆町矢田貝家文書と住民参加型調査

次に、矢田貝家文書調査について話します。矢田貝家は出雲のたたら製鉄に関わった一族とされ、鳥取県西伯郡伯耆町上細見（大山の西麓です）に居住していた中規模地主です。その住宅は、平成二十三年七月二十五日に国登録有形文化財（建造物）に指定されました。矢田貝家は、私が大学院で行っている古文書ゼミ受講生の実家であり、平成二十三年初めに調査を依頼され、東日本大震災直後の四月に現状記録写真の撮影とスケッチ、箱詰めを行いました。

矢田貝家住宅の土蔵や主屋（母屋）には膨大な数の文書があり、文書はまとまりごとに番号を付与し、写真撮影を行いました。七頁の写真は、土蔵二階奥部屋西面の文書の保存状態と、そのスケッチです。平成二十三年八月から二十五年九月にかけて、職場にお願いし、東京大学経済学部資料室の事業として概要調査を行いました。紐で括られた手紙などの文書が多数あり、八頁に掲載した写真にあるように、塊ごとに写真を撮影し、その年代・概算点数・内容を記

した概要目録を作成しました。予備調査を含め六回、延べ二十一日百十二人のマンパワーで、段ボール百五箱・約四万六千七百点の概要目録を作成しました。

調査の成果については、富善一敏「矢田貝家文書第一次調査概報」（『東京大学経済学部資料室年報』二、二〇一二年）、同「矢田貝家文書平成二十四年度調査概報―第二次・第三次調査―」（『同』三、二〇一三年）、同「矢田貝家文書平成二十五年度調査概報―第四次・第五次調査の成果と今後に向けて―」（『同』四、二〇一四年）としてまとめました。東京大学学術機関リポジトリからダウンロードできますので後で御覧いただけると幸いです。

なおこの資料には文書のまとまり単位に内容の要約をしてありますが、文書の全容把握や概要調査段階での文書の活用には有効だったことを付け加えておきます。また、概要調査の成果を踏まえ、当家文書の一部が鳥取県立公文書館県史編さん室編集『新鳥取県史資料編 近世三 西伯耆下』（鳥取県、二〇一五年）のうち「会見村上細見村 矢田貝家文書」として収録されています。

概要調査を終え、今後の展開を模索していたところ、平成二十七年四月に、調査地に近い島根大学法文学部に、私の古くからの知り合いで、天草史料調査会にも参加したことのある板垣貴志氏が准教授として着任されました。板垣氏に矢田貝家文書調査への協力を後継を依頼したところ快諾をいただき、その後は二〇一五〜一七、一八〜二〇年度島根大学法文学部山陰研究プロジェクト「山陰地域の



鳥取県伯耆町上細見 矢田貝家文書現況調査 記録用紙(様式1)

No.

場所	土蔵 2階 奥部屋(押入) 西面	番号		記録撮影	☒ 済み 2011/4/16
----	------------------	----	--	------	---

2011.4 用紙作成

記入日 (2011/4/15) 記入者 (二階堂 節子) 仮 No. (1/1)



場所	土蔵2階奥部屋押入西面床上	番号	10	記録撮影	□済み 2011 / 4 / 16
収納容器／収納状況等	カタマリ	新に分類した文書の概要	年代	形態・数量	備考
大きな紙袋で詰められている。その中に更に袋で詰められているものとあり、それ以外のことあり。 約8-10冊の箱に入れ替え	/	✓証文類の束、一冊の綴入 ・「勅子勅孫軍得証書入」(寛永) ・「 ・「伊賀」の束 その中に近世末(明治2〜明治8)のものあり 一部写本指影	明治22.18 明治20.1月29 明治10〜20 近代	綴入(4巻50通) 〃(10巻20通) 箱十束(〇200通)	「和朝ハ」音、 なびかなりあり
用箱者により厚紙付きの束に詰められ、その中、形記2冊(2巻)と別紙あり	2	・上野見村分上郷村分田畑手名寄帳 久良屋 ・「相殿全記 日新部内」(寛永) ・「活役手引金巻入 会見部科与」 ・「相殿全記巻入 西儀部内 相当光山様」 ・「半三郎行から金100両の御用件書数紙」 ・上野上知見端 三村田畑名寄帳 清國屋佐市郎 ・田畑名寄帳 清國屋佐市郎 9反4斗年高7.927石(奔0米7.856)を「石2通4斗6分配」 ・酒造諸規和 矢田屋 ・(土地火寄証 他 証文類、実用英訳証書(明治20年代) 諸作証書(明治8)	明治3.2 (明治) 明治19 明治38.1 明治30 明治7.9 安永3.正 明治22 (明治20〜30)	聖 1冊 綴入(53点) 〃(3点)→M19.12.28 〃(16点) 19巻 聖 1冊 〃 19巻 17点 20点	写本指影 昭和初期 上知見端の贈答=聖 伝書当証書2冊 写本指影

2011.4 用紙作成

記入日 (20 日 / 8 / 26) 記入者 (88 - 22) 仮 No. (1 /)

人與田學年重 戶長

島根大学法文学部
山陰研究プロジェクト
中間成果報告

開催期間
2019年
12月15日(日)
～12月21日(土)
10:00～16:00

会場
国登録有形文化財
矢田貝家住宅
(鳥取県新倉町・隠岐)

第三回 企画展示
近代イムカプセル

鳥根大生による展示解説
12月15日(日) 10:00～ 2:13:00～ 3:15:00～
14:00～15:00
講演 板垣 貴志 (鳥根大学法文学部准教授)
「矢田貝家文書の世界とその可能性」

主催 鳥根大学法文学部山陰研究センター
共催 新倉町教育委員会
協賛 新倉町古文書を読む会

問い合わせ先
〒690-8504 松江山内津町1060
鳥根大学法文学部(担当:板垣)
E-mail: itagaki@soc.shimane-u.ac.jp
Tel: 0852-32-6197

近代化過程における社会・経済構造に関する研究」として、史料調査と年二回の研究会を行っています。文書の一部を東京に移送して、文書一点ごとの内容目録の作成をお茶の水女子大学の大学院生の方にアルバイトでお願いしており、現在一万七百点が終了し、東京と島根で分業を行っていることになります。

平成二十七年以降は、板垣氏により、伯耆町教育委員会の協力ののもと、矢田貝家文書の撮影及び第四代当主矢田貝顕造日記の解説を

平成二十七年以降は、板垣氏により、伯耆町教育委員会の協力の

もと、矢田貝家文書の撮影及び第四代当主矢田貝顕造日記の解読を

地域住民と共に行う、住民参加型調査として新たな展開を迎えています。また矢田貝家住宅で行われ、矢田貝家文書を使用した企画展示「近代伯耆のタイムカプセル」を毎年板垣ゼミ生が行い、調査で得られた知見を地域住民の方々に還元しています。詳しくは、板垣貴志他『山陰研究ブックレット七 地域とつながる人文学の挑戦―山陰の文学・歴史学・考古学研究から考える―』（今井出版、二〇一八年）を御覧ください。

写真は、二〇一九年に行われた第三回企画展示「近代伯耆のタイ



ムカプセル」のポスターです。企画では、「徴兵」の展示の中で東京で内容目録を作成した矢田貝家文書の中から、一年志願兵官費服役願書が使われています。

三 沖縄県伊江島阿波根昌鴻資料調査会

阿波根昌鴻資料調査会は、戦後のアメリカ軍の土地強制収用に反対し、島民と共に非暴力の抵抗運動を生涯続けた阿波根昌鴻氏が残した膨大な資料の調査・整理を「わびあいの里」で行うボランティア団体であり、平成十四年の初期調査（概要調査）開始から現在に至るまで活動が続けています。

詳しくは富善一敏「阿波根昌鴻資料調査会の活動について」（『記録と史料』三〇、二〇二〇年）を御覧ください。

ここでは、平成十四年に行った初期調査について、本会がトヨタ財団の研究助成を受けて作成したDVDと、同財団の助成報告書『阿波根昌鴻資料の調査報告書』の口絵写真をご覧ください。平成十九年までの調査の歩みが分かります。文書資料だけでなく、蔵書にも多数の書き込みがあります。

現在、本会は年二回、二十人程度、三泊四日の規模で、全国各地及び沖縄在住のボランティアにより調査を行っています。内容調査班、蔵書班、保存班、写真班、映像班、撮影・スキヤニング班の六班に分かれて作業を行い、調査回数は現在三十四回を数えます。

阿波根昌鴻資料の調査報告書

—調査・整理・保存法の概要—

2008年12月

編集・発行 阿波根昌鴻資料調査会
協力 財団法人わびあいの里
トヨタ財団研究助成



阿波根島 蔵書調査より



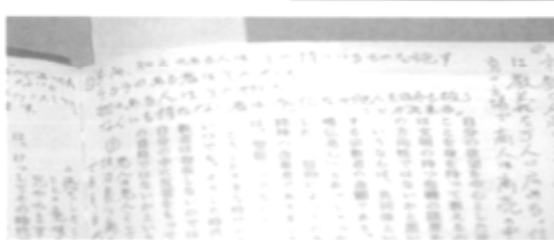
おしんの部屋



おしんの書架 1、書架 2



「おしん」の蔵書
 開け放った扉裏の裏面に貼られたおしんの手紙や、
 読了した日記、読書中の感想や書評、蔵書
 の記録等が貼られている。また、蔵書者
 からの手紙やそのお礼状の書き、書評してく
 れた、経緯や感想した人への感謝の気持ちなど
 も書き綴られている。



おしんの蔵書を読み
 面白く感じたこと思ったことを記入

第1回資料調査
 2002.3.1-6



資料室に調査員と関係者で集まり、
 調査の進め方について



資料室に調査員と関係者で集まり、
 調査の進め方について



資料室に調査員と関係者で集まり、
 調査の進め方について



資料室に調査員と関係者で集まり、
 調査の進め方について



資料室に調査員と関係者で集まり、
 調査の進め方について



資料室に調査員と関係者で集まり、
 調査の進め方について



資料室に調査員と関係者で集まり、
 調査の進め方について



資料室に調査員と関係者で集まり、
 調査の進め方について



資料室に調査員と関係者で集まり、
 調査の進め方について



資料室に調査員と関係者で集まり、
 調査の進め方について



資料室に調査員と関係者で集まり、
 調査の進め方について



図書資料の整理と展示スペース。



資料を、資料の活用として活用するための「活用」の場として、資料の活用を促す。



資料の活用、資料の活用として活用するための「活用」の場として、資料の活用を促す。



資料の活用、資料の活用として活用するための「活用」の場として、資料の活用を促す。



資料の活用、資料の活用として活用するための「活用」の場として、資料の活用を促す。



資料の活用、資料の活用として活用するための「活用」の場として、資料の活用を促す。



資料の活用、資料の活用として活用するための「活用」の場として、資料の活用を促す。



資料の活用、資料の活用として活用するための「活用」の場として、資料の活用を促す。



資料の活用、資料の活用として活用するための「活用」の場として、資料の活用を促す。



資料の活用、資料の活用として活用するための「活用」の場として、資料の活用を促す。

の半分程度にとどまっています。今年は新型コロナウイルス禍のため調査を中止しております。

これまでの調査の成果物として、阿波根昌鴻資料調査会編集発行、財団法人わびあいの里協力『阿波根昌鴻資料の調査報告書―調査・整理・保存法の概要―』（トヨタ財団研究助成報告書、二〇〇八年、DVD共）、安藤正人「沖縄県伊江島の反戦平和アーカイブズ―阿波根昌鴻資料調査会の活動―」（『歴史評論』七三九、二〇一一年）などがあり、『真謝日記』『陳情日記』『爆弾日記』など重要資料の刊行が、わびあいの里により開始されました。

また、二〇一八年十一月に開催された第四十四回全史料協全国（沖縄）大会研修会で、本会代表の島山淳氏が「阿波根昌鴻資料の意義と調査活動の歩み」の報告を行い、本会の活動がアーカイブズ界に広く知られることになりました。『全史料協 会報』一〇五、二〇一九年）全史料協のホームページからダウンロードできますので、後で御覧いただけると幸いです。

阿波根氏は、土地闘争の過程をカメラで逐一撮影しており、阿波根昌鴻『人間の住んでいる島―沖縄・伊江島土地闘争の記録―』（自費出版、一九八二年）として刊行されたもののほか、多くの写真やネガフィルムを残されました。その写真資料を活用した研究や展示が、会員の小屋敷琢己氏を中心に活発に行われています。

私は、この調査に参加している際に、阿波根氏の書き込みからアーカイブズの「力」を感じることが多くあります。最後の写真は、



全国各地の団体から送られてきた機関紙や新聞の切り抜きのクリーニングや整理をしている写真です。その中にあった『週刊三里塚』二一〇号（一九八五年十一月）に、「反対するのは必要でせうが。

武装斗争で平和は実現するとは思えない、真理の闘いが大切である悪ちえも武器も権力も物も根は持っている。」、同二一三号（一九八五年十二月十五日）には「これは内乱ではないか、犬と犬のケンカは、情けないのでは」との阿波根氏の書き込みがありました。『週刊三里塚』は一九六〇年代後半から八〇年代にかけて行われた、成田空港建設に反対する全学連三里塚現地闘争本部が発行した新聞ですが、非暴力の抵抗運動を生涯続けた阿波根氏は、この書き込みから分かるように、中核派の武装闘争と機動隊の衝突に嫌悪感を示しています。多部数発行される印刷物でも、阿波根氏が書き込むことによりアーカイブズになるのです。

この新聞の紙面と阿波根氏の書き込みを見比べながらあれこれ考え、至福の一時を過ごしました。考えてみれば、これまで私が参加させていただいたどの史料調査にも、こうした至福の時間があつたように思います。

結 び に

まとめに入ります。ここでお話した三つの事例のいずれも、現状記録・概要調査→内容調査というアーカイブズ学的文書調査論に

基づく段階的調査を行っており、天草はアーカイブズの立ち上げに伴う文書館事業直轄型、矢田貝家文書は大学・行政・住民の三者が連携して行う住民参加型、阿波根昌鴻資料調査会はわびあいの里という史料所蔵者の事業に密接に協力する型の三つのタイプに分けられます。地域住民の方々と共に参加・連携し継続的に調査を行い、その成果を発信することで、地域文化の振興に貢献し、歴史資料を取り扱う人材の育成をめざすことにより、今回の講演のサブタイトルに掲げました「民間史料を残し、活かし、未来に伝える」活動につながっていけばと考えています。

また、現在日本と世界に大きな影響を及ぼしている新型コロナ禍についてですが、感染を避けるために調査自体を休止せざるをえなくなっています。しかしながら、今、鹿角市古文書整理委員会で試みているように、調査対象文書を全点デジタル撮影し、その画像を用いて文書目録の作成を行うことで現地作業の「密」を軽減し、併せて将来の公開に向けてデータを蓄積することも可能であり、知恵を絞り意見を出し合うことが大切だと考えています。

最後になりますが、人のつながりなくして歴史資料の調査・整理・保存・活用というさまざまな活動はありえないことを確認して、今日の拙い話を終わりたいと思います。

御静聴ありがとうございました。

〈論文〉

秋田県公文書館における普及活動の現状と今後の展開について

「広報紙「古文書倶楽部」の可能性を考える」

高田 環樹

はじめに

令和二年度アーカイブズ・カレッジ短期コース（以下、カレッジ）を受講した。コロナ禍により、オンラインでの参加となったが、基本的な知識から専門的な知識や技能までを含むこの研修によって、アーカイブズについての理解を深める機会を得られた。特に今回の講義中に何度も耳にした「利用あつての保存」という言葉は秋田県公文書館（以下、当館）の存在意義を端的に表すものであると同時に、アーカイブズについて全く下地のなかった私にとっても「利用」について考えるきっかけを与えてくれた。

さらに、当館の利用促進に向けた普及活動に関するこれまでの諸氏の論文を拝読する中で、展示観覧者を閲覧室利用へ導くことを目的とした展示の実践報告⁽¹⁾や様々な小さな工夫の積み重ねにより

閲覧室利活用の増加を目指した取組⁽²⁾⁽³⁾に刺激を受けたが、当館普及活動において大事な役割を担ってきた広報紙を主眼とした論考は少なかつたように思う。

本稿は、当館における普及活動の現状と課題を考察しつつ、当館広報紙「古文書倶楽部」の百号発行を機会に、広報紙が持つ普及活動としての可能性を模索することを主題として述べるものである。

一 秋田県公文書館の概要

当館は、次の秋田県公文書館条例第一条（設置）に基づき、平成五年に開館した。

第一条 歴史資料として重要な公文書その他の記録を保存し、及び利用に供するため、公文書館法（昭和六十二年法律第百十五

号)第四条第一項の公文書館として、秋田県公文書館を秋田市山王新町十四番三十一号に設置する。

また、秋田県行政組織規則には、第十九条の十一 公文書館は、歴史資料として重要な公文書、古文書その他の記録の保存、利用及び調査研究並びに永年保存文書等の保存に関する事務を行う機関とする。

とあり、当館の業務は「収集・整理・保存」「調査・研究」「閲覧・利用」「普及活動」に大別できる。さらに、それぞれの内容は下記のとおりである。(4)

令和二年十二月末現在、当館で所蔵する資料は公文書十萬五三三三三点(行政資料を含む)、古文書六萬八、八三七七点(マイクロフィルムを含む)となっている。公開資料は戦後公文書資料以外では九割を超え、公文書・古文書の合計で一三萬二、六〇〇点となっている。

なお、当館では公文書班十二名(内非常勤五名)、古文書班九名(内非常勤五名)の職員による二班体制で下記の業務にあたっている。

収集・整理・保存	公文書と古文書を、郷土の歩みを伝える貴重な資料として収集・整理・保存する。
調査・研究	所蔵資料に関する調査、資料の翻刻刊行、研究紀要・目録の発行を行う。
閲覧・利用	閲覧室における各種目録・検索用PC・絵図検索モニター、ウェブ上のデジタル・アーカイブズ等で目的の資料を検索して利用できるようにする。
普及活動	所蔵資料による企画展・各種講座・古文書相談・県政映画上映会等の開催や、広報紙「古文書倶楽部」「公文書館だより」の発行・ツイッター利用による発信等の広報活動を行う。

二 当館における利用と普及の現状

公文書館の利用形態が館内閲覧を原則とする以上、閲覧室のあり方・利用については当館の存在意義を問われるものとして強く意識すべきものである。しかしながら、所蔵する資料の特性もあり、その利用については一部の行政関係者や歴史研究者に限定されてきたことも事実である。さらに、この数年間における利用者数には減少傾向も見えてきている。開館日数及び利用者数の推移(表1)を基に利用の実態を分析してみたい。

当館の閲覧室利用者は、主として公文書を利用する県職員と、歴史に興味・関心を持つ公文書・古文書閲覧の一般利用者とに大きく分けられる。一般利用者数は公文書・古文書資料請求者数とほぼ同数であることから、当館では《資料請求者数》を一般利用者数と捉え、利用目標の指標としている。資料請求者は「具体的な仮説の立証にあたり、莫大な過去の蓄積を根拠として活用する」「埋もれている過去の出来事や人物を、関連資料を活用して表面化させる」など、目的を明確にしている歴史研究者である場合がほとんどである。

開館以降は増加傾向だったものの、(表1)が示すように、ここ数年で減少傾向に転じている。ピークは平成二十二年度(八一人)であり、元々ある程度利用者が固定されている中で、県内歴史研究者の高齢化と新規利用者数が低迷している現状が浮かび上がってくる。

表1 開館日数及び利用者数の推移

※R1から毎週水曜日が休館日となる。R2のデータは1月末(2021)までのもの

年度	開館日数 ※	公文書館 利用者合 計	閲 覧 室 利 用 者 数						講座・展示・会議等参加者数				利用相談者数		
			資料請求者数				その他利用 者	閲覧室利用 者計	各種 講座	企画展 普及展 解説会	館主催 会議	講座・展示・ 会議計	公文書	古文書	利用 相談計
			公文書	古文書	両方	計									
H 2 2	327	13,022	401	343	68	812	1,962	2,774	607	9,053	36	9,696	195	87	282
H 2 3	339	9,826	282	424	60	766	1,340	2,106	687	6,519	32	7,238	115	57	172
H 2 4	331	10,409	219	510	58	787	1,360	2,147	486	7,390	32	7,908	63	79	142
H 2 5	334	10,149	269	452	56	777	1,451	2,228	892	6,693	25	7,610	80	46	126
H 2 6	334	7,926	235	412	94	741	1,384	2,125	628	4,774	19	5,421	80	13	93
H 2 7	332	7,331	232	420	54	706	1,027	1,733	627	4,670	0	5,297	47	9	56
H 2 8	329	7,044	190	467	53	710	889	1,599	591	4,599	22	5,212	75	8	83
H 2 9	331	8,811	188	439	57	684	1,254	1,938	356	6,202	20	6,578	115	180	295
H 3 0	321	9,286	224	407	72	703	1,719	2,422	456	5,746	31	6,233	170	242	412
R 1	274	8,331	186	362	57	605	1,688	2,293	441	5,016	29	5,486	125	298	423
R 2 ※	230	6,620	111	222	38	371	1,112	1,483	76	4,626	33	4,735	116	182	298

る。秋田県の人口も開館時の平成五年に比較して二十六万人余り減少し、令和二年十二月現在、九十五万人台である。利用者数や参加者数という視点では、県内で行われるすべての事業に共通のことではあるが、今後は若年層をいかにして巻き込んでいくかというところが当館においても大きなテーマである。

一方で、前述した普及活動事業として開催される各種講座・企画展・県政映画上映会などには、たくさんの方々の来館がある。講座・展示・会議等参加者数(今年度はコロナ禍により、講座数を縮小し、半数程度に定員設定した行事もある)。特に企画展には、二か月で五千人前後の来館者が期待できる。また当館は秋田県立図書館に併設されており、受付カウンターも並んでいるので、図書館を利用するお客様が、ふらっと当館の閲覧室に足を踏み入れることも多い。

しかし、いずれの場合も閲覧室の積極的な利用にはなかなか結びついていない。図書館カウンターとの位置関係については特異なものかもしれないが、企画展等によって公文書館の認知度を高める活動は意識的なものであり、単体の事業として、認知という点では成功と言えるものである。しかし、その動員力故に閲覧室利用者数や資料請求数にダイレクトに波及していないことを目立たせることにもなっている。

このような課題がある中、冒頭部分で述べた展示観覧者を閲覧室利用へ導くことを趣旨として企画されたのが、平成二十四年度の企画展「絵図に見る近世秋田」である。展示室の絵図資料は観覧者にとって、徐々に「身近さ」が増すような配列で掲示される。そして、興味喚起をした上で、この年度から提供を始めた閲覧室の絵図モニター利用へとつなげたのである。細かい文字も解読できる絵図モニターの利用拡大機能という利便性を、利用者に体験してもらいたいであつた。この企画展が閲覧室の認知度向上に効果があったことは、絵図モニター利用者数が



「企画展開始後倍増」⁽⁵⁾したことから明らかである。

企画展は「収集・整理・保存」「調査・研究」業務の成果を一般に公開するという意味合いが強い。その意味で企画展「絵図に見る近世秋田」は、上記業務をさらに閲覧室の認知・利用という「普及活動」に活かした好例と言える。しかし、逆に企画展との一体型の取組だったが故に、その効果が現在まで及んでいないことは残念なところである。

《利用相談者数》には、来館者以外にも電話やメールでの相談者も含み、古文書に関しては県外からの問合せが半数に迫る。内容は公文書班へは県庁職員からの行政関係のものが大半であるが、古文書班への相談は歴史全般について、史料の内容に関すること・系図等の人物・絵図の地名など、多岐に渡る。《利用相談者数》は、当館資料についての関心の高さや有用性を示すものと言える。また、来館者以外の方々からの相談の多さにも特徴がある。

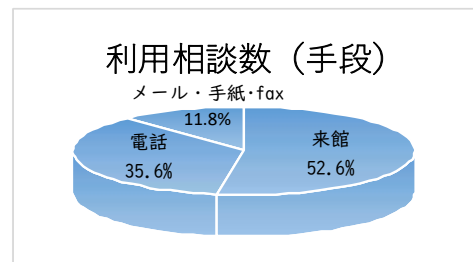
これらのデータを踏まえ、普及活動を行う上で考慮すべき点を何点か挙げるができる。

まず第一に、若年層への働きかけを重視し、将来の積極的利用者を育成する事業に目を向ける必要についてである。具体的には教育機関との連携ということになるだろう。既に全国の公文書館等で実践されており、その内容も概ね共通するようである。すなわち、所蔵資料を教科書の内容に則した形で整理した上で、①資料一覧の作成、②資料解説の作成、③授業案の提示、④出張授業の企画等であ

る。将来の利用者として公文書館の価値を理解し、関心を持つように、資料や公文書館の存在を根付かせることが重要である。その普及啓発活動の結果として、興味や趣味の段階を超えた、必要なもの、大切なものという公民としての感覚や役に立つ貴重なデータベースであるという認識が育つことになる。

第二に、企画展等への来館者を閲覧室まで引き込むために、資料の有用性の周知を前提にした「もう一工夫」についてである。前述の企画展はねらいどおり、閲覧室への入室率を劇的に高めるものとなったが、定着には至らなかった。それは、「資料活用」の必要に迫られる利用者が少ないためだと思われる。そもそも、具体的な目的を持たずに閲覧室に入室される利用者にとって、当館の資料は活用しづらいものである。関心を引き付けける意味で、加藤聖文氏は今帰仁村歴史文化センターでの原本展示の効果を、カレッジにおいて述べられていた⁽⁶⁾。「普及活動」は様々な形で行われているが、その中核に資料そのものが鎮座してこそ、浸透していく。その意味で「先祖調べ」のマニュアルを閲覧室に提供し、横断的に関連資料を探せるようにした試み⁽⁷⁾は、「資料活用」の必要に迫られていない利用者に対してでも有効であり、資料活用を中核に据えた王道的な取組だったのではないだろうか。

第三に、来館しない利用者についてである。古文書班のレファレンス記録における過去三年のデータによると、電話・手紙・メール等の手段で、資料についての問い合わせをする利用者が利用相談全



体の半数に迫っている。資料活用という意味では十分に積極的利用者であり、統計上の取扱には配慮を要するものと思う。また、そのような利用者の一層の便宜を図る取組も必要である。当館では、平成二十五年三月にウェブ上のデジタルアーカイブの提供を開始し、所蔵資料の目録情報がキーワードで検索できる体制は整っているが、公開は絵図など一部資料に限られている。たくさんの方に触れることでの新たな発見を期待する意味でも、ウェブ上の資料公開方法については、次の段階への模索が求められていると言えるだろう。

資料と利用者を結びつけることは当館の大きな役割であり、公文書館の認知度向上を目的とした普及活動は、その役割を達成するためのあくまでも土台作りである。公文書館、さらに閲覧室の認知度を高めるといふ土台作りの取組はこれまでも工夫されてきた。「揭示スペースの工夫」・「配架本の整理」・「閲覧室展示スペースの効果的活用」・「館内放送」・「マスキミの活用」・「ホームページの整備」など、小さな普及活動と言えるこれらの取組は、業務の一環として引き継がれている。しかしながら、資料と利用者の結びつきは、所蔵資料の特性からどうしても限定的なものになっている。当館の中心業務である「収集・整理・保存」「調査・研究」を「普及活動」に活かし、如何にして「閲覧・利用」に直接的に結びつけていくかと

いうことは確かに難しいことだと思うが、常には忘れるはならないテーマでもあるはずである。

三 広報紙「古文書倶楽部」

資料利用への興味関心を喚起する仕掛けは様々な行事や広報活動の中に忍ばされているが、特に広報紙「古文書倶楽部」は最も資料と利用者を結ぶことに主眼を置いたものと言える。平成十七年三月に創刊され、「日頃の調査・研究成果をわかりやすく紹介し、当館の所蔵資料をよりよく利用していただ

表2 広報紙「古文書倶楽部」タイトル一覧（最近10号分）

号数	発行年月	記事タイトル	関係文化財
第90号	2019 7月	・神社の由来を辿ってみれば～国替え直後の佐竹氏と在地勢力～ ・国隠（田沢湖産鮭）！～クニマスが生き延びた経緯～	岡本元朝日記 外町屋敷間敷絵図 金砂両山大権現大縁起 水産試験場書類 東清寺之内金砂大権現御堂之宮之いわれ
第91号	2019 9月	・自然豊かな秋田の鮎（あゆ）漁～北家御日記より～ ・令和元年度企画展（前期） 海と川と湖とのご案内	北家御日記 男鹿半嶋図
第92号	2019 11月	・横手城址は桜の名所 ～大澤鮮進堂の絵葉書より～ ・北家御日記より 仙台藩、片倉家からの米買入れ願	皇太子殿下行啓関係綴 横手絵図 北家御日記
第93号	2020 1月	・蝦夷地における豊かな産物 ～秋田藩との買入置値段書から～ ・佐竹義宣は石田三成を救ったか？ ～慶長四年の義宣家譜から～	マシケ場所産物并諸品土人より買入置値段書 義宣家譜
第94号	2020 3月	・秋田藩家蔵文書～明智光秀書状（？）について～ ・預札（あずかりふだ）という紙幣	秋田藩家蔵文書 介川日記 北家御日記
第95号	2020 5月	・米代川道中記～米代川絵図をたどる～ ・県地方事務所の普及ポスター～終戦後の秋田の農村を漫画化～	米代川絵図 山崎文庫
第96号	2020 7月	・【史料群紹介】混架資料の日記類 ・県政映画上映会～令和二年八月二十八日（金）開催～	野上陳令日記 初岡綱正日記 石井忠行日記 県政ニュース№18
第97号	2020 9月	・令和2年度 企画展所蔵資料にみる 秋田の行事とくらしから ・展示資料風俗問状答について ・藩政から県政へ ～旧藩を土台に生まれた秋田県～	風俗問状答 公務控 久保田藩庁記録 雜記 明治五年明細短冊
第98号	2020 11月	・カマクラからみる江戸時代の生活 ・御暇式から（郷土資料 A317-92）	風俗問状答 御暇式
第99号	2021 1月	・野上陳令日記～複数資料で事実を確認する面白さ～ ・東照大権現、駿府に死す～義宣家譜から～	御国目付下向之節指出候御城下絵図 能代方御用留 久保田分限帳 義宣家譜

くために発行している普及・広報紙」と研究紀要活動報告にも記されている。「日頃の調査・研究」が「収集・整理・保存」業務を土台に成り立っていることを考えれば、当館業務の中核部分に関わる内容を「わかりやすく紹介」し、資料を「よりよく利用」出来るようにすることで、新規利用者獲得へつなげようとする意図を感じる事ができる。

この一年、「古文書倶楽部」の隔月発行（年六回）の編集を行い、大量のバックナンバーに目を通す機会にも恵まれ、「古文書倶楽部」が持つ普及活動としての可能性を強く感じるに至った。この思いを形として残し、今年度末に迎える百号発行の区切りにつなげるといえるのが、本論考に着手したそもそもの理由である。

1 「古文書倶楽部」の役割

現在の当館における主な刊行物には次のものがある。

○秋田藩の藩政史料の翻刻本

旧秋田県立秋田図書館（現秋田県立図書館）から、秋田藩の藩政史料の翻刻・刊行事業を引き継いでおり、これまで「国典類抄（全十九巻）」「御亀鑑（全七巻）」「渋江和光日記（全十二巻）」「宇都宮孟綱日記（全八巻）」を刊行している。これに続き、元禄から正徳にかけての家老の日記である「岡本元朝日記」を刊行中であり、年度末には第七巻を刊行予定である。

○研究紀要

業務への認知度向上と利用者の効果的な資料活用のため、所蔵資料等を活用した調査・研究の成果や資料紹介を年一回まとめている。

○公文書館日より

一年間の活動記録や報告をまとめている。

これらの刊行物に共通する目的は、資料紹介をとおりして資料利用の利便性や歴史研究の向上を図るという点である。これらは資料の「収集・整理・保存」「調査・研究」という当館の本来業務の副産物と言えるものではあるが、結果として利用者は一部の歴史研究者に限定されている。歴史についての興味や専門性を既に有する利用者が対象となっている刊行物と言わざるを得ない。もちろん学術的な目的に寄与することが当館の存在意義の一つでもあり、前述の刊行物が将来的にも価値を持つ貴重な刊行物であることに疑いの余地はない。

しかし、いかにして、多くの人に公文書・古文書の価値を伝えていくかということがすべての公文書館に共通する課題であり、当館を含め、対象者を広げた刊行物の必要性を考えている館は多いはずである。ウェブ上に公開されている他館の広報紙を確認してみると、年一・二回の刊行でその複数ページ内の一つのコーナーとして資料紹介が載せられているものがほとんどであり、資料価値を出発点と

する解説的な内容が多いようである。一方、「古文書倶楽部」はA4版両面一枚にすぎないが、単独で発行されており、内容の身近さを重視し、興味喚起による資料理解を到着点とするところが大きな特徴である。

2 「古文書倶楽部」の内容・特徴

平成十七年三月の創刊以来、様々なテーマで執筆されてきたが（これまでの執筆者は計三十一名）、「古文書倶楽部」という名称の妙にもより、読者に身近な内容が多いようである。（表3）【古文書倶楽部テーマ一覧】（頻度順）からも分かるように、教科書で既に知っている「事件・事故・出来事」を取り上げることが多いが、現在の生活と共通点を見出しやすい所に焦点を合わせて、資料を紹介する

表3 【古文書倶楽部テーマ一覧】	
事件・事故・出来事	
産業・経済・運輸	
文化・芸能（祭）	
旅、参勤交代	
戦国時代の合戦等	
話題	
先祖調べ関係資料	
食	
災害	
秋田藩の海防警備関係資料	
命令書	
ドラマ等	
神社・公園	
戊辰戦争	
城下絵図	
温泉、湯治	
服装	
藩主エピソード	
行事	
大坂の陣関係複製絵図資料	

頻度も高い。各テーマからの特徴を挙げてみたい。

○「産業・経済・運輸」

秋田からイメージするものとして、米・杉・鉾山資源は欠かせない。そして、今でもほぼ形を変えない雄物川・米代川、そして日本海が運搬経路として活用されていたことは、その場所場所の人々の姿と共に容易に想像できる。

○「文化・芸能（祭）」

伝統文化として存続する各地の祭典は、空間的な賑やかさだけでなく、時間的にも過去と現在を結ぶ役割を担っている。コロナ禍による相次ぐイベント中止決定の中、今年度開催された当館企画展「所蔵資料にみる秋田の行事とくらし」では竿燈やかまくらを題材に先人の歩みをたどり、好評を得た。

○「旅、参勤交代」

移動手段は変われども、見知らぬ土地への憧れは今も変わらない。また、今と変わらぬ地名や地形の描写には包み込まれる安心感がある。

上に挙げたテーマに共通するのは、やはり「変わらない」というキーワードである。「変わらない」ものに人は安心感を覚え、身近さを感じる。身近さを生み出すのは過去から現在までの連続性である。生活が便利になり、社会の在り方も変化しているが、昔も今も変わらないこの連続性、つまり「変わらないもの」に人は共感を覚える

のである。テーマとして連続性の最たるものは、系図などによる「先祖探し」に関連するものであるが、その他にも「食」「災害」「行事」「天候」なども藩士の日記などから丁寧に拾っている。そこには客観的な資料の紹介・分析に偏らず、当時の背景も含め、「感情」を慮ることで内容を掘り下げる工夫が感じられる。そのため無意識のうちに過去と現在の連続性の中に引き込まれ、時系列を意識させないという特徴が生まれている。

また、二か月に一度の発行ペースを活かし、各種行事の告知を含めた連携記事となる場合もある。特に企画展開催時における展示資料の紹介は、資料の説明だけにはとどまらず、人々の生活と結びつけることで現在までの連続性や身近さを付け加え、資料が持つ背景を想起させる内容になっている。

3 「古文書倶楽部」が伝えること

また、この過去から現在までの連続性は、その延長線上にある未来へとつながるものでもある。私たちは「過去から学べ」と感覚的に過去の活用を考えることは多いが、莫大な過去のデータが実際に蓄積されていることまで思いを至らせることはあまりない。東日本大震災以降、「災害」についてのデータを古文書から掘り起こす作業が活発化していると聞く。さらに、「歴史は繰り返し」の名言は歴史を動かす「感情」が不変的であることを示唆している。これまで先人たちが下してきた様々な決断を、その背景とともに理解しようと

することは未来志向の営みである。

その意味において、公文書館が果たす役割は大きい。資料の適正な保存によって字面等の内容だけでなく、作成の経緯や保存場所等の背景も記録され、資料の意味を深めるからである。今回のカレツジにおいても加藤聖文氏から、公文書館の位置づけを「歴史知識の提供」ではなく「社会の仕組みを理解」する場所と考えるべきだというお話もあった。公文書館の立ち位置は決して過去ではなく、未来を見据えた今にある。日々、社会の形は変化しても社会を動かす仕組みを築くのは、今も変わらない大自然と、変わらない大自然の中で育まれる私たちの変わらない「感情」である。昔の「感情」を学ぶことは単に懐かしさを生むだけではなく、現在や未来を生きる指針を得ることもつながるはずである。

「古文書倶楽部」が先人の「感情」に寄り添いながら、過去を現在に繋ぐ連載を続けてきたことは小さな活動ではあるが、資料への興味を掘り起こす第一歩でもあると思う。今後の配布・配信の工夫により、当館閲覧室まで、初めての利用者が足を踏み入れる可能性を高めていきたい。

4 アンケート集計から

第三回公文書講座の受講生を対象として、「古文書倶楽部」についてのアンケートを行った(表4)。コロナ禍で定員を減らしたこともあり、母体数は多くはなかったが、貴重な御意見を頂いた。内容に

表4 アンケート広報紙「古文書倶楽部」集計結果

Q1：読んだこと	ある	ない	計			
	%	80.0%	20.0%	100.0%		

Q2：頻度について	5～6	3～4	1～2	計	
	%	58.3%	33.3%	8.3%	100.0%

Q3：入手方法	エントラ ンスホー ル	閲覧室	HP	ツイッター	計	
	%	62.5%	25.0%	12.5%	0.0%	100.0%

Q4：内容について	とても面白 い	面白い	普通	あまり面白 くない	面白くない	計	
	%	41.7%	58.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

Q5：読みやすさ	とても読み やすい	読みやすい	普通	やや読みづ らい	読みづらい	計	
	%	16.7%	83.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

Q6：文字数	少ない	やや少な い	ちょうど良 い	やや多い	多い	計	
	%	0.0%	8.3%	83.3%	8.3%	0.0%	100.0%

Q7：興味ある資料	藩政資料	絵図	系図	戦前公文 書	その他	計	
	%	36.4%	36.4%	12.1%	9.1%	6.1%	100.0%

その他）維新政府の布告・戦後占領期

Q8：自由記述

○毎回、楽しみにしております。
○両面6段ですが、1段はシリーズもので、例えば山崎文庫などテーマ毎の連載も興味があるのではないのでしょうか
○毎回広く（多方面のテーマ）取り上げているので、どのテーマも興味深く読んでいます。また、切り口もいろいろで楽しみです。
○いつも興味深く拝見させていただいております。今後もより一層の活躍を期待申し上げます。
○それぞれの分野での研究の一端がみれるので、勉強になります。感謝。

ついでに満足度は総じて高かったが、当館のエントランスホールや閲覧室の配架ラックから直接、紙媒体で入手される方がほとんどであり、元々関心が高く、好意的な読者を集計母体としている結果でもある。

その他の集計結果の内、特に考察を行うべき点として、入手方法として、ツイッターを利用した方が一人も居なかったことが挙げられる。過去数年のデータも、ツイッターやホームページから当館の情報を得て、各講座へ参加するケースが非常に少ないことを示している。当館来館者に関しては、浸透度の低さを感じさせる結果である。

しかし、このデータは逆の状況を際立たせることにもなっている。則ち、来館せずに当館運営サイトのみを訪れる利用者の存在である。ツイートを分析するツール「ツイッター・アナリティクス」によれば、当館の各ツイート閲覧回数は、ばらつきは大きいものの、年平均で三千回を超えており、「古文書倶楽部」の記事を含め、インターネットを活用した利用者の関心には高いものがある。この三千回を超える数字は、サービス提供という意味においても、当館サイト訪問者との関わりを深めていく必要性を感じさせる数字である。

総務省の通信利用動向調査（令和元年十二月調査）に拠るところでは、インターネット利用率は全体のほぼ九割に迫り、スマートフォン、個人の所有率も七割近くに達し、増加傾向が続いている。ネット媒体を活用することは、もはや当然のこととして単なる紙媒体のデジタル化ではなく、動画や音声といった、ネット媒体ならではのものを加えつつ、利用者の年齢層に合わせた取組を考えなければならない段階と言えるだろう。

おわりに

アーカイブズは今を生きるために必要な過去の資源である。しかし、その有用性はあまり世間一般には認識されていないように感じる。正確に言えば、認識はしているものの、積極的な活用には至っていないという現状にあると思われる。今年度当館に赴任した私自身、存在こそ知ってはいたものの、アーカイブズの利用ということまで考えは及んでいなかった。一般的には、「保存」機関としてだけのイメージが強いのではないだろうか。このイメージを変え、アーカイブズ活用の有用性が広く認知されていくためには、アーカイブズとしての資料そのものへの関心の高まりが不可欠だと考える。その方向へのきっかけを作ること、当館の役割であるはずである。

私自身は当館の業務を遂行する中で、絵図を見て、翻刻を読み、原本のくずし字に触れ、それらの資料に先人の生きた証を感じ、同じ人間として共鳴させられ、遙か昔のことでありながら、現在につながる懐かしさのようなものに包まれている。その感覚に浸るだけでも確かに一つの目的にはなるが、資料が今につながる連続性を持ち、今を説明する材料としての有用性を帯びていることを忘れてはならない。このことを肝に銘じながら、今後の業務に当たりたい。

（古文書班 たかだ たまき）

※本稿は国文学研究資料館主催の二〇二〇年度アーカイブズ・カレ

ッジ短期コースの修了論文に加筆修正したものである。

註

- (1) 太田研「絵図の複製化・デジタルデータ化の経緯と利活用について」『秋田県公文書館研究紀要第十九号』、二〇一三年
- (2) 太田研・齋藤奈美「秋田県公文書館における普及活動の進展」『秋田県公文書館研究紀要第十八号』、二〇一二年
- (3) 鍋島真「公文書館の利用者サービス向上をめざして」『秋田県公文書館研究紀要第十九号』、二〇一三年
- (4) 令和二年度事業年報第二十七号（秋田県公文書館、二〇二〇年）
- (5) 註(1)に同じ
- (6) 加藤聖文「アーカイブズの公開と普及活動」(二〇二〇年度アーカイブズ・カレッジ短期コース講義資料)
- (7) 註(3)に同じ

〈研究ノート〉

「(秋田) 風俗問状答」の諸本に関する若干の考察

一 関 修 二

はじめに

当館の所蔵史料である「風俗問状答」(混架七五七六一―三)は、秋田県の生活習慣や季節ごとの習わし、祭礼、冠婚葬祭などについて、記述と図により説明した史料である。月ごとに詳細に書かれているため、十九世紀初頭における秋田藩の風俗の実態を知る上で非常に有用な史料である。また、年中行事や祭礼についての史料は散見されるが、生活習慣の詳細について言及した史料は、当館の所蔵史料としては「秋田年中御行事」(A三八五―一三)など数が少ないため、風俗や生活習慣の研究にとって貴重な史料である。現在の県内各種行事においても、当時の様子を窺い知ることができることから、「風俗問状答」の図をパンフレットなどに活用していただいているため、図自体を御覧になった方も多いのではないだろうか。

本稿で執筆するきっかけとなったのは、令和二年度開催の企画展「所蔵資料にみる秋田の行事とくらし」である。展示での中心的な史料として紹介し、特に当史料と他機関所蔵の秋田領「風俗問状答」

との比較をした「風俗問状答の世界」のコーナーに関する調査では、基本的な記述は変わらないが詳細については相違点が多くみられ、その相違点について展示を行った。本稿では他機関所蔵の史料との比較について、企画展で展示した内容を中心に紹介する。なお、本稿の執筆において、先行研究である金森正也氏の『秋田風俗問状答』(無明舎出版)等の論考を多く参考にした。また、各地の状況については、『日本庶民生活史料集成 第九巻』(三一書房)や中山太郎氏の『校註 諸国風俗問状答』(東洋堂)を参考にしたことをあらかじめ付しておきたい。

一 「風俗問状答」の概要

1 作成の背景

十九世紀初頭の文化年間、幕府の御用学者であった屋代弘賢が、諸国の生活ぶりについて各藩の知人などを介して質問したものが「諸国風俗問状」である。質問内容は、当時の江戸の生活を標準と

して、生活習慣、季節ごとの習わし、祭礼、冠婚葬祭など多岐にわたり、全部で一三一項目にも及ぶ。それに対して各地から回答した答書が「風俗問状答」である。なお、「諸国風俗問状」の奥書には、屋代の他に、同時期の国学者である石原正明の名のもの⁽¹⁾もあり、同じくこの事業に関わったと考えられる。

屋代は、幼少から幕府右筆の森尹祥に学び、また塙保己一、松岡辰方、柴野栗山などの影響を受けた。出仕後は本丸附書役、奥右筆所詰（支配勘定格）などを務め、『寛政重修諸家譜』『国鑑』『藩翰譜続編』などの編集事業に参加した。また、完成しなかったものの類書である『古今要覧稿』五六〇巻の編纂を行った⁽²⁾。風俗問状の調査は『古今要覧稿』の情報収集のためではないかとの説があるが、中山太郎氏は『校註 諸国風俗問状答』の中で、「此の問状答が、弘賢の古今要覧稿の材料として役立ったかと云ふに、私の知る限りでは其の痕跡だに発見する事が出来ぬのである」と述べている⁽³⁾。屋代が想定したように全国から集約できなかったことが理由なのか不明であるが、内容を見る限り『古今要覧稿』の参考資料としてはあまり利用されなかったようである。しかし、平山敏治郎氏は、答書を参考にしたと推測される部分もあり、屋代氏の風俗問状発送と古今要覧編集と結びつけ考えたのは謂われなしとしない、と述べている⁽⁴⁾。ともあれ、前述のとおり一三一項目という多岐にわたる風俗の状況を集約した史料として、「風俗問状答」自体に十分な価値があると言えるのではないか。

2 各地の作成状況

屋代が全国の何か所に、どのように問状を伝達したのかは不明であるが、現在所在が確認されている答書は二十前後であり、全国に対する質問への回答としては、決して多いとは言えない数である。現在、答書の所在が確認されているのは以下のとおりである⁽⁵⁾。

- 陸奥国信夫郡伊達郡 ○陸奥国白河領 ○出羽国秋田領
- 常陸国水戸領 ○越後国長岡領 ○越後国北越月令
- 三河国吉田領 ○伊勢国白子領 ○大和国高取領
- 若狭国小浜領 ○近江国多羅尾村 ○丹波国峯山領
- 備後国福山領 ○備後国深津郡本庄村
- 備後国沼隈郡浦崎村 ○備後国沼隈郡今津村
- 備後国品治郡 ○紀伊国和歌山 ○淡路国
- 阿波国 ○阿波国高川原村 ○肥後国天草

以上のように、一国単位のものや一村単位のものなど、各答書における調査対象範囲は多様である。作成年代については、明記しているものの中で一番早いものが陸奥国信夫郡伊達郡の文化十一年（一八一四）二月で、新しいものでは備後国浦崎村の文政元年（一八一八）である。作成年や依頼が届いた年を明記していないものもあるが、質問状が作成された文化十年から、およそその作成時期や期間は推定できる。記載の内容については、基本的には箇条書きの問状の各項目に対して回答している点については共通しているが、答書への問状項目（目録）の記載の有無や、図の有無などに関して

はばらつきがある。一例として、越後長岡領は図が無く、備前福山領は図があり本文中に挿絵になっている。秋田領は彩色された図があり本文とは別冊である。このように、答書については、回答形式について一定の基準を設けた様子は見られない。

3 秋田領「風俗問状答」の作成状況

秋田領「風俗問状答」は、儒者である那珂通博と地誌編纂に携わった淀川盛品により編著された。那珂通博は明徳館勤番支配、助教兼幹事などを歴任している。号を碧峰といい、「古今秋田英名録」⁽⁶⁾では「書は濃墨筆力奔放にして端正を失はず滄州の書は名品にして碧峰の書は絶品なりと称され」「学問才能の外有用の材なり」と紹介されている。また、菅江真澄との交流があったことも知られている。淀川盛品は秋田全郡にわたる地誌である『秋田風土記』を著している。これらの経歴から、両者ともに秋田領全体を網羅した答書作成の編者としては一定の知見を有する人物であったと考えられる。

秋田領「風俗問状答」の存在が確認されているのは、五種類あり、内訳は次のとおりである。

※各冊について、題箋があるものは「」で示した。二つ目の括弧内には蔵書印名を示した。

○秋田県公文書館所蔵

(三冊構成／風俗編・「神社仏閣」・「図」)

(長瀬家文庫図書之印・秋田県立秋田図書館蔵書印)

○国立公文書館所蔵 内閣文庫 1

(五冊構成／「秋田六郡神仏之部 一」・「秋田六郡神仏之部 二」

「秋田上 三」・「秋田下 四」・「図 五止」)

(大日本帝国図書之印・日本政府図書印)

○国立公文書館所蔵 内閣文庫 2

(二冊構成／「乾」(神社仏閣編)・「坤」(風俗および図編))

(修史館図書之印・日本政府図書印)

○大館市立栗盛記念図書館所蔵 真崎文庫

(一冊構成／「全」(風俗・神社仏閣・図を合冊))

(真崎文庫印・財団法人栗盛教育団蔵本印・大館市立栗盛記

念図書館印)

○国立国会図書館所蔵

(二冊構成／神社仏閣編・風俗および図編)

(亀田文庫印・帝国図書館蔵印)

各本の詳細については次節で紹介するが、冊数は違うにせよ、いずれも「風俗編」「神社仏閣編」「図編」の三部に分けて記載している点は共通している。ちなみに他国・他領では風俗と神社仏閣のように項目を分けているものは見られない⁽⁷⁾。秋田領で「神社仏閣編」を分けたのは、以下の理由からであると考えられる。幕府からの質問の項目には、各月の最後に毎回「此月神事の事、又仏事の事」と「此月を好み用いる事、又此月をいみさくる事」との質問がある。他国・他領の答書では、毎月の最後に他の質問

と同様に順番に回答を記載しているのだが、秋田領では毎月の最後には神事と伝事については記載せずに、別途で月ごとにまとめて記載している。神事と伝事を除く大半の質問への回答が「風俗編」で、神事と伝事への月ごとの回答が「神社仏閣編」となる。また、「風俗編」に関連する図に関しては、更に別途で「図編」として描かれたのだろう。ちなみに「神社仏閣編」に関しては、現在は『六郡祭事記』⁽⁸⁾として知られている。

4 「諸国風俗問状」の質問内容

問状そのものの全文は『日本庶民生活史料集成』第九巻に翻刻が掲載されているので、そちらを参照していただきたい。なお、一三二項目の各月ごとの質問数は以下のとおりである。正月（三十四）、二月（九）、三月（五）、四月（四）、五月（五）、六月（九）、七月（八）、八月（六）、九月（六）、十月（五）、十一月（五）、十二月（九）、その他冠婚葬祭等（二十六）。本稿では、この中から質問の仕方の違うものや特徴のあるものをいくつか傍線を付けて抜粋する。

○元日 門松の事（正月）

松竹を立、だいぐ・ゆずり葉・裏白・海老等を付るは通例、他草他木を用る事も有之候哉、蘇民将来の札の有無、製作如何様といふ事をも御注し可被下候。

○年徳神の棚の事（正月）

其躰如何様、供物等も如何様に候哉。

○えはう参の事（正月）

一日敷、二日敷、神敷仏敷、其躰如何様候やらん。

○十四日 道祖神祭の事（正月）

何様の事候哉。

○此月を好み用ひ、又此月をいみさくる事。（二月）

※以下の月も同様に記載（一月は二項目に分けている）

○三日 ひな祭の事（三月）

草の餅を菱にきりたる、又桃の花等通例、何そ異なる品も候哉、菓子⁽⁹⁾は魚鳥の形をらくがむにて作りたる通例、猶ことなるも候哉、草の餅は、こ草をも用候哉。

○此月神事の事、又伝事の事。（三月）

※以下の月も同様に記載（一、二月は二項目に分けている）

○土用につきたる行事有之敷の事（六月）

○此時分雨こひとつ何様の事いたし候哉、又ふりつゞきたる時晴を祈るにいかなる行事候哉。（六月）

○盆おどりの事（七月）

有無如何、謠の文句も可被注下候。

以上が抜粋した質問内容であるが、これらのように多くが傍線部のような質問の仕方をしている。傍線部のうち三月三日ひな祭の部分で、「通例」「異なること候哉」と尋ねている質問に注目したい。全項目のうち二十一の質問でこの表現が使われている。質問の項目自体が江戸中心の習俗や知識を中心としているため、こ

のような尋ね方になったと思われる。そのため、答書では「異なること候はず」と回答している例が多い。この件に対して『日本庶民生活史料集成』では、自分たちの生活が異様とは考えないのが普通であり、正しく応答できないのが当然だと指摘しており、丹後峯山では「異なる行事無御座候」を連発して済ませた例もあることを紹介している⁹⁾。また、江戸と各地での名称の違いもあり、一例として七月七日の「星祭」がある。秋田では一般には星祭という呼称は用いられないが、星祭という言葉のままで「眠ながし」「眠流し」の内容を記している。このように、質問内容が必ずしも各地の実情に沿っている訳ではないため、各地域に応じた回答をしている例が随所にある。

二 秋田領「風俗問状答」の比較

秋田領について書かれた「風俗問状答」は、前述のとおり五種類ある。本節では、今年度の企画展の「風俗問状答の世界」で展示した内容を中心に、当館所蔵の史料と他館所蔵史料との比較内容について紹介する。なお本稿においては記載の便宜上、以下のとおりの略称を用いることとする。秋田県公文書館所蔵(当館本)、国立公文書館所蔵内閣文庫五冊構成(五冊本)、同二冊構成(二冊本)、大館市立栗盛記念図書館所蔵真崎文庫(真崎本)、国立国会図書館所蔵(国会本)。

1 冒頭の編著者名(図1)

当館本と五冊本には、冒頭の編著者名は無く、二冊本と真崎本には、「那珂長左衛門通博 淀川東市盛品 撰」と二名が記載されている。また、国会本には前出の二名の他に「孫 淀川渡盛信 増補」と記載されており、淀川盛品の孫である盛信による増補が加えられたことがわかる。

2 あとがき(図2)

五冊本には、著者の那珂通博による跋文(あとがき)があるが、その他には記されていない。五冊本「秋田下」の巻末で編纂の状況について述べており、最後には「文化十一年甲戌十二月 那珂通博」とあるので、作成や提出の年代が推測できる。

3 頭注(図3)

当館本には無いが、真崎本・二冊本には複数の頭注があり、主な頭注は「盛信云」から始まっているなど、ほぼ内容が一致している。そして、頭注や側注の一部は、二冊本では朱書や行間に記載されている。また、「続編」と書かれている箇所が、二冊本や国会本では本文中に加えられている。これらを踏まえると、これら三冊は写本の段階で関連が深いことがわかる。

4 傾城しらべ (図4)

検討の素材として、以下に「傾城しらべ」の部分について、当館本と五冊本のそれを引用する。

◎「傾城しらべ」の本文翻刻 (当館本) (前略)

この日能代の津の傾城年礼にあるくなり。是ハ此津の飯盛どもハ九月の節句までにて、それより引こもり居、この日より出ること候「来舶のために置く事故舟間ハ禁ずる也」。柳町とてこれらが居る町を年礼つとむるにて候。四日にハ傾城しらべとて、住吉の社の境内にある長床とて池に臨し広らかなる亭へ町々の庄屋・町役人も出て、遊女どもこゝはれと出たち居、こぼるゝまで集り、三弦ひきてうたふ。これを三役ふるまひとて酒肴を具す。そのうたふうたハ、まかき・とつか・きやらふしとて三曲あり。

声ハすれども姿ハ見えぬ 籠の鳥やらうらめしや

紅葉山にて鳴鹿よりも しづか心のうらめしや

さへつおさへつうけさかづきに ともよろこぶふしもよし
みな同じやうの事に候へども曲節にて違ふにて候。とつかハ太鼓・三弦なり。まかきは小鼓・三弦也。きやらふしハ太鼓・小鼓・三弦なり。各この文句をくり返し、声ことに長ふ節ゆるやかにて一曲を終る。しばらくの事にて候。久しく伝ひたる事故てにをはの誤候やらん。うけがたき文句にて候。

◎「傾城しらべ」の本文翻刻 (五冊本) (前略)

この日能代の津の傾城の年礼に候。是ハ此津の飯盛どもハ九月の

節句までにて、それより引こもり居て、この日より出ること候「来舶の爲に置くことゆへ、船間ハ禁ずる也」。柳町とてこれらが居る町を年礼つとむるにて候。四日には三役振舞とて住吉の社の境内にある長床とて池に臨し広らかなる亭へ、庄屋・宿老・町代の三役出て酒肴を具す。遊女どもこゝはれと出たち居こぼるゝまで集り、三弦ひきてうたふ。そのうた、とつか・まかき・いろいろの三曲あり。

四海なみ風おさまる御代は さゞれいはほにかめ遊ぶ
いつの月日に逢なれそめて 今はおもひの種とれる

野こへ山こへ里うち過て 来るはたれゆへそさまゆへ

紅葉山にてなく鹿よりも しつかこゝろのうらめしや

逢た見たさはとひたつばかり 籠の鳥やらうらめしや

ミな同じやうの事に候へども、曲節にて違ふに候。とつかハ太鼓・三弦なり。まかきは小鼓・三弦なり。いろいろハ太鼓・小鼓・三弦なり。各この文句を繰返し声ことに長ふ、節ゆるやかにて一曲を終る。しばらくの事にて候。久しく伝ひたる事故てにをはのあやまりも候やらん。

当館本をはじめ五冊本以外は「傾城しらべ」で唄う三曲を「まかき」「とつか」「きやらふし」としているが、五冊本のみ「とつか」「まかき」「いろいろ」とし、引用される唄も一つ以外違っている。また、三月四日に行われる「傾城しらべ」のことを、五冊本だけが「三役振舞」としている点も違っている。詳細は、金森正也氏の研究に詳しく記載されている¹⁰⁾。

5 図の表題（図5）

当館本と真崎本は図のみで表題は無いが、その他に関しては若干の差異はあるものの同様の表題が付けられている。ただし、五冊本に関しては表題に加えて簡潔な説明も付けている。さらに、五冊本は図の掲載の順番も他の四冊と若干の違いがある。

6 厄払（図6）

図編の最初の頁が、当館本と五冊本が「はにしん」であるのに対して、他の三冊は「厄払」の図がある。そして、「厄払」の図がある三冊には、本文中に「厄払」の叙述が加えられている。二冊本と真崎本では「続編に記す」という記載で詳細は記されていないが、国会本では八頁にわたって叙述している。

7 カマクラの図（図7）

図編の各図は、各本によって若干の違いがみられるが、一例として「カマクラ」の図の幟に着目してみる。雪室の図には、当館本のみ「左義長」の文字が書かれており、火振りの図では、五冊本のみ門外の幟に「鎌倉大明神」の文字が書かれている。門内の幟には当館本のみ家紋が書かれていない。

8 眠り流し（竿燈）の図（図8）

前項のカマクラ同様、図の違いについて「眠り流し（竿燈）」につ

いても比較すると、当館本の図の頂上についている御幣が、他の四冊ではいずれも描かれていない。また、提灯の数は、当館は六段で二十六個であるのに対して、当館以外は十段で六十四個である。（二つあるうち一つ目の図。）このように竿燈の図に関しては、当館本のみ他との違いが見られる。

以上の八項目の比較を紹介したが、図では紹介しなかった比較を追加でもう一点紹介する。神社仏閣編の最後が五冊本では十二月三十日を最後に、あとがきがあるが、その他は十二月の後に「附録」として、当館本と真崎本は七件、二冊本と国会本は六件の記事があり、相違点が共通している史料同士の組み合わせが、項目ごとに違うことも興味深いものがある。五種類の史料の関係を頭注などから考えると真崎本と二冊本、国会本の関連は深いと考えられる。しかし、項目ごとに分類して比較していくと、金森正也氏の指摘にあるように、五冊本のみ違う点が目立ってくる¹¹⁾。「諸国風俗問状」¹²⁾の最後に「右諸国風俗は編集の節御答被下候人々の御名をも書加へ申候間、御答書の末に国郡郷町、御苗字俗名実名姓戸まで委細に御記し可被下候也。」とあるので、唯一跋文がある五冊本が幕府へ提出したものに一番近い可能性があるが、依然としてそれぞれの史料の底本がどれかという疑問は残る。

最後に非常に興味深い事実を紹介する。二冊本のあとがきには、「明治十四年九月以秋田縣藏本写之」（図9）とある。そして、令和

二年度企画展で展示した「御巡幸関係書類」(930103-12015)には、天皇巡幸の際、二冊本のあとがきと同年同月である明治十四年九月に「風俗問状答」三冊を天覧に供し、随行した大隈重信らには大判写真等を配付したと記録されている(図10)。しかし、その所在は確かめられていない。これらから考えると、二冊本は天覧に際して書写されたことが推測される。そして、二冊本と真崎本には冒頭の編著者名があり、当館本にはないことなどを考えると、書写の底本が当館本ではなく、二冊本や真崎本に近い系統のものである可能性が高い。よって、幕府へ提出したものに一番近い可能性があると前述した五冊本とは違う系統¹³⁾のものが供されたことになるだろう。このように今後の検証の意味は大きいと感じている。

おわりに

今年度の企画展をきっかけに、風俗問状答の調査をする機会を得たため、本稿を書かせていただいた。当館所蔵の史料は図編を中心に利用していただく機会が多いが、私自身が今まで、質問である「諸国風俗問状」や秋田領の他史料、他領の答書に触れる機会がほとんど無かった。今回の調査を進めるうちに、非常に多くの発見や疑問点が出てきた。このように、今後の研究の余地が多く残る史料であることをお伝えして結びに代えたい。

(古文書班 いちのせき しゅうじ)

註

- (1) 「諸国風俗問状」(国立国会図書館所蔵、請求番号八五六・三二)
- (2) 『国史大辞典』第十四卷(吉川弘文館、一九九三)など
- (3) 中山太郎編『校註 諸国風俗問状答』(東洋堂、一九四二)、五頁
- (4) 『日本庶民生活史料集成』第九卷(三一書房、一九六九)、八二八〜八二九頁
- (5) 『日本庶民生活史料集成』第九卷(三一書房、一九六九)
- (6) 『国史大辞典』第十二卷(吉川弘文館、一九九二)など
- (7) 「古今秋田英名録」(三浦匠三編、一九三八)
- (8) 『日本庶民生活史料集成』に翻刻が掲載されている二十二種類のうち、寺社仏閣編をまとめて別に記載しているのは秋田領のみで、他の二十一は全て一つにまとめている。
- (9) 『秋田叢書』第三卷(秋田叢書刊行会編、一九二九)
- (10) 『日本庶民生活史料集成』第九卷、八三〇頁
- (11) 金森正也編『秋田風俗問状答』(無明舎出版、二〇一六)、金森正也編『「秋田藩」研究ノート』(無明舎出版、二〇一七)、金森正也編「翻刻・内閣文庫五冊本『風俗問状答』」(伝承と文化No.51、伝承と文化談話会、二〇一九)
- (12) 同(「翻刻・内閣文庫五冊本『風俗問状答』」では五冊本全体の翻刻文を図絵入りで紹介している。)
- (13) 「諸国風俗問状」(国立国会図書館所蔵)
- (14) 『秋田風俗問状答』(無明舎出版)七〜八頁

「冒頭の編著者名」

<図1>

●当館本



●五冊本



編著者名なし

●二冊本



編著者名に「那珂 長左衛門 通博」と「淀川 東市 盛品」の2名の記載あり

●真崎本



●国会本



編著者名の2名に加えて、淀川の孫である「淀川 渡 盛信」による増補の記載あり

「あとがき」

<図2>

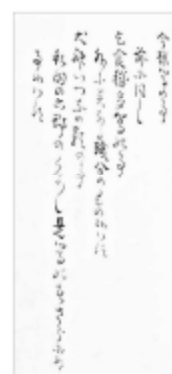
ここから「あとがき(跋文)」

●五冊本



●当館本

※当館本の場合、他はこれが最終ページ



◆五冊本跋文の翻刻

いにしえひぢりのしろしめされし御代に、
國々より風土記をめされけるとや、このふみ久
しくほろひてふたたび起らず、好古のもの
浩歎するところなりけるに、いま風俗を開
せらるゝいともかしき御事也されども、
とあらんは、撰(最)難たる六部には候へど、村落
星のごとくにあらけたる、いかで委しうはな
し得候はん。ただやつがれが犬馬のとしの
古稀に近より候まで、見もし聞もしつる
事の多く候へしも、このほどは善忘の病さへ
つれて、何事もおぼろになりゆき候を、かた
への人々にこの事がかかりし、とありしなど
問さだめて記する候。浄写又いそぎ候ほど
に、文字の誤、あるは落としたるも候はん。老筆
はたらかぬが上に、暇をあかり筆を呵す
るの時なるをや。つとむるとも樂の

終かたきをしりて、下の巻をは人の手かりてかか
し候。又百聞一見にしがずと申、不文の形容なし
得がたく候は給に写さし候、是もどきの事
に候はんはよくはし得ず、かたはかりにて候。すべて
見にくう候はんをまいらせ候事の恐懼に候也。

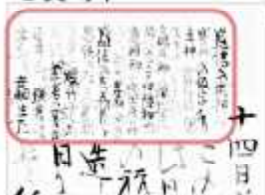
文化十一年甲戌十二月 那珂通博

「頭注」

<比較1>

～風俗編「一月十四日 道祖神祭の事」の頭注を例に～

●真崎本

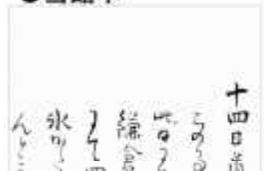


※同内容の記載

●二冊本



●当館本



※当館本他は頭注無し

<比較2>

～神社仏閣編「一月四日 保呂羽山御戸開押合神事」の記載を例に～

●真崎本



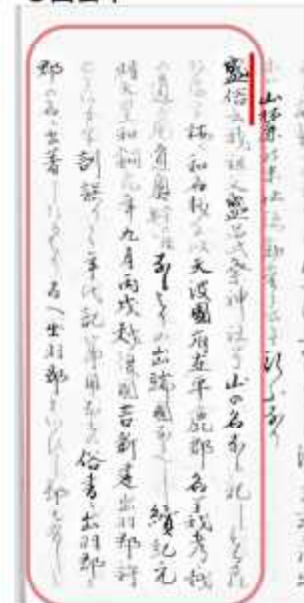
※「続編にあらず」と記されている

●二冊本



※真崎本の割注が本文中に赤字で記載

●国会本



※「続編」と思われる部分が本文中に以後6ページ半にわたり叙述が続く

「傾城しらべ」*

*「傾城しらべ」とは、3月4日に能代で行われる行事で、傾城（遊女）たちの顔見せです。五冊本だけが、この行事を「三役振舞」としています。

●当館本（二冊本、真崎本、国会本も同じ記述内容）



引用の唄は◆のみ共通

「まかき」とつか「きやらふし」の3曲

傾城しらべ

●五冊本



引用の唄は◆のみ共通で他は違う

「とつか」「まかき」「いろか」の3曲

三役振舞

「図の表題」

<「はにしん」の図を例に>

●当館本



※表題無し

●二冊本



※表題のみ

●五冊本



※表題に加えて簡易説明あり

「厄払」

<図>

●二冊本の例



<叙述>

●真崎本



●二冊本



●国会本



← 以後、7ページ叙述が続く

「続編 厄払の事此處に加ふ調有 別に記」

本文中に8ページわたり叙述

<図7>

「カマクラの図」

<①> ～「左義長」の幟～

●当館本



●二冊本



●五冊本



<②> ～「鎌倉大明神」の幟～

●五冊本



●当館本



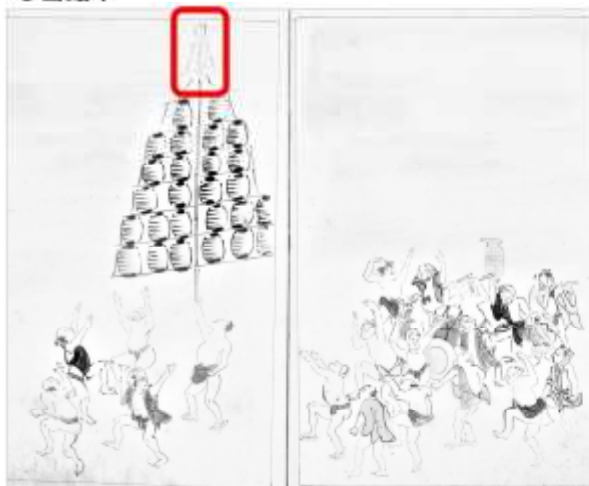
●二冊本



<図8>

「眠り流し(竿燈)の図」

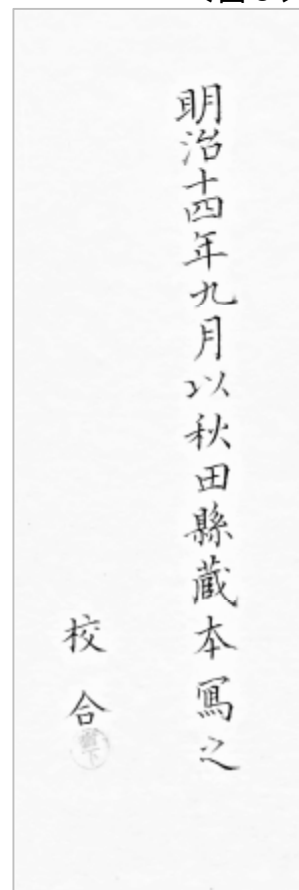
●当館本



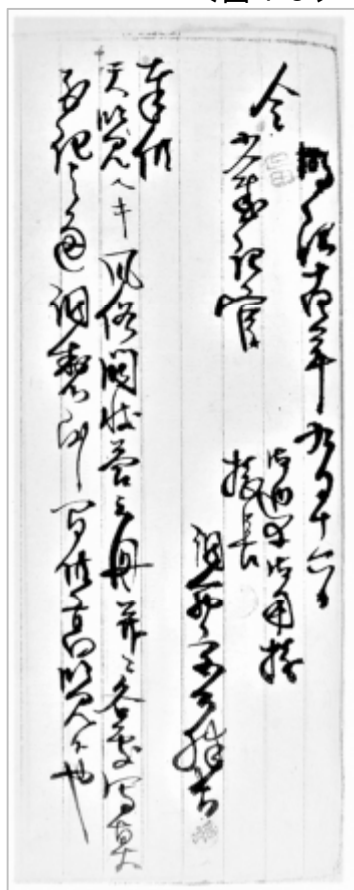
●五冊本



<図9>



<図10>



〈史料紹介〉

湊九四「郡方吟味役勤中日記」

文政十二年丑正月 国季

はじめに

当研究紀要第十九号では、当館寄託「湊文書」から湊国季（曾兵衛）の御用日記を紹介している。

「湊文書」及び湊国季の概要は、研究紀要第十九号に述べているので参考にしていただきたい。本号では「郡方吟味役勤中日記」（湊九四）を紹介する。紙幅の都合で今号で文政十二年（一八二九）一月から八月までとし、九月以降については次号以降で紹介する。

未読の箇所は□、また虫損の箇所は■で示している。紀要本文の体裁に合わせて翻刻してあるため、行替えや行頭の位置が原本とは一致しない場合がある。その他、不明な点は原本で確認していただきたい。

【日記本文】

小正月元日

一 老寄中始登■て年礼ニ出候処、大風ニ相成、無扨四ツ頃手形辺務残シ罷帰り申候、

同二日

一 昨夕より風一向■不相止候故年始不相務、

同三日

一 今日も不相変風候得共折々晴候ニ付年礼務

同四日

■ 昨日之通風候得共年始相務、今日より六日迄年礼務、

同七日

一 今夕後組合同役田口曾右衛門参り被申聞候ハ、横堀村未夕不相

片付甚延引ニ相成候故、右ニ付回在可仕候段被仰含、当十日出立致候、然ハ根元之起ハ落文を致候義故、右ニ向ひ吟味致候外無之、其外之義ハ此度之沓件ニ不相預候故、強^ニ吟味ニ相及申間敷被考候、併シ存附之事も有之候ハ、何レ可申聞よし故、御申之通ニて宜候畢と被考候故、御回在之上幾重ニも可然様御吟味被下度候段申談■、

但右沓件之起ハ横堀村肝煎是迄郷勘定西戌亥年分、外ニ右三ヶ年之五斗米差引^并橋普請之節差引共ニ一円ニ勘定帳披見致度候段、表ニ立落文を相企候て、旧冬我等手内迄差出候付、夫レより段々御吟味ニ相成候、具サハ事長キ候故相略ス、

同九日

一 今日ハ於御会處、郡方御用初ニ付公用病氣之外一統麻上下着用、四ツ時出勤、御熨斗頂^(ト)載、九ツ時過退出仕候、

同廿七日

一 役頭より横堀村沓件之口書仕送相達候ニ付御相談致度御用有之候故、明日昼より可罷出候段、御手紙ニ候、

同廿八日

一 今日四ツ時以前より役頭御宅^江罷出候處、横堀村一件之御答書共段々役頭御吟味之處、肝煎申上方と外御百姓之申上と相違ひ候

ヶ条有之、是ニてはいつれ共ニ難取極候故回在候て曾右衛門^江相伝ひ可申、猶御吟味之席^江■相加り候義ニハ及不申候段被仰含候、且ツ右ニ付同村辰五郎村方^江返置候義曾右衛門より申来り候故、村方願之通ニ可致候趣可申遣被仰含候、

同廿九日

一 役頭^江申上候ハ、郷勘定吟味之節外村肝煎共之内立会為致候て可然候哉と申上候處、右勘定ハ大旨ニて不苦候故、其義ニも相及間敷と被仰含候得共、左様ニてハ御百姓共承知致間敷候段申上候處、何分尺取り候様ニ可仕候趣ニ被仰含候、

一 右近殿戻御判紙添ニて辰五郎村方願之通被相返候事^并横堀一件ニ付被仰含候御用ニ付、明日出立回在仕候段、曾右衛門^江申遣候、

二月朔日

一 今日出宅、昼食なし、刈和野村泊、

同二日

一 刈和野村出立、大曲村昼食、横手町泊、

同三日

一 横手町出立、昼食なし、湯沢町御役屋^江着、

一 横堀村郷勘定吟味致候ニ付、上下院内・堀回共ニ肝煎^江御役屋^江

可罷出候段、御用状を以申遣候、横堀村長百姓栄藏御役屋^江罷出居り候故、郷勘定帳^并先頃肝煎^江御渡之帳面無残取揃、肝煎外長百姓之内壺人明日より御役屋^江罷越候様申附差遣候、

一 小野村肝煎・長百姓共二旧冬御呵被仰付候、右ハ御宥赦高配分方不宜候二付、右御免之義跡月廿九日於御会処御伺御免二被仰付候処、右村長百姓平兵衛御役屋^江罷越候ゆへ、御免之段肝煎^江も可申伝候趣申渡差遣候、

同四日

一 今昼七ツ時頃昨日催促致候肝煎共、横堀村肝煎・長百姓之内仁左衛門共二諸帳面持参致候故、明日より吟味之段申渡候、

同五日

一 横堀村郷勘定吟味為致候二付、堀回村・上下院内・湯沢町肝煎共二今日より於御役屋二立会為致申候、

同十四日

一 横堀村一件之義諸勘定筋吟味^并演説書共二無残今日迄二相極り候得共、外二も別御用出来二付右^江取掛り申候、
一 久府同役より此度左之通被仰渡候趣、今日申来、

覚

村々隠馬有之二付近年打重御吟味被成置候義ハ一統差心得候通候処、此度御吟味之次第有之、郡方御足輕被差回、毎

村厩御取調被仰付候間、早速肝煎先立致有馬無残可差出候、
飯令心得違之者有之共此度二相限り格別無調法二は不被仰付候、夫共隠置後日於相頭候てハ嚴重御科被仰付候間、能々心得違無之様可被致候、己上、

丑二月

右取調之義ハ昨子年村々より差出候馬調帳御足輕共^江相渡、右帳面持参候て過馬之分書入致候也、又ハ別帳ニ為致候て也、いづれ二過馬之分取調候義ニ御坐候、

但シ右被仰渡書ハ村々^江回状ニて被仰渡候訳ニハ無之、役頭中より同役共^江被仰渡候筋二候、

同十五日

一 昨年馬調之節村々より差出候帳面無残取揃候て、御足輕長藏・小右衛門兩人^江今日相渡候、

同十七日

一 御用済二相成候故、今日御役屋出立、横手町ニて昼食、六郷村泊、

但シ組合曾右衛門同様出立、

同十八日

一 六郷村出立、花立村^江参り候処、神宮寺川遣ひ二付無残同村ニて

逗留、

同廿一日

同十九日

一 花立村出立、刈和野村昼食、上淀川村泊、

一 今朝曾右衛門同様相揃役頭^江罷出、横堀村沓件口書演説書共二差上、猶又口上ニて具サ申上候、

同廿日

三月十一日

一 上淀川村出立、昼食なし、曾右衛門同様帰着、

一 明日より回在仕候付、御評定処^江御届ニ罷出候処、於同処田沢村

一 今八ツ時過役頭^江罷出候て只今罷帰り候段御届申上候、横堀村一件之義ハ明朝曾右衛門同様罷出候て可申上候段申上候、

り差出候願書^江添書致シ差出候処、右為御賞調銭貳貫文御当用より拝領被仰付候段役頭より被仰渡候、

一 当月十二日、床舞村御百姓共多数御役屋^江罷越居り候義、湯沢町肝煎後藤伊八見当候故如何成事有之多数罷出候哉、いづれ願等之筋も有之候ハ、何分取次ハ可致候得共、いづれ私宅^江罷出候趣申諭候処、右之者共無残伊八方^江罷越候故段々取尋候処、

一 旧冬会津様より囚人請取ニ罷越候者院内ニて逗留罷有り、右入料^ハ貳拾貳貫百拾文是又御当用より被下置候故可請取候段役頭より被仰渡候、

近年御高^江諸掛もの多ク相成、如何共困窮致候故、何分左様之義

同十二日

無之様ニ仕度との筋故、左候ハ、両三人も残り跡人数ハ可罷帰

一 在処出立、戸嶋村ニて昼食、刈和野村泊、

候段申含相返シ候、幸ひ右親郷西馬音内堀回村肝煎儀兵衛も御

但シ此節組合も今日出立、同宿、

役屋^江相詰居り候故、御百姓一統之願筋追々吟味之上可致候故一

同十三日

ト先ツ帰村可致候段申含相返シ候よしニ御坐候、右之事表方ニ

一 刈和野村出立、大曲村昼食、横手町泊、

仕候てハ御苦柄ニも相成候間、此次回在之上篤と取調申上候様
ニ仕度趣内々御伺申上候処、何分左様ニ可致候義今日役頭被仰
含候、

但シ於横手鯨岡居合候故三人同宿、

同十四日

一 横手町出立、昼食前曾右衛門同様御役屋^江着、

一 御用有之候村々^江催促之御用状差出候、

同十五日より十七日迄

一 担処村々御役屋^江御用有之罷越候故、夫々差図ニ相及候、

同十八日

一 前鄉村寄郷共ニ品々吟味致候御用筋有之、昼食後前鄉村^江罷越候、
但シ御備米之内御積下被成置候付、右御造立附添ニ仁平礼蔵
罷越居候故同宿罷有候、

同十九日

一 礼蔵御用済^二而御役屋^江罷歸り候、右途中より手紙^二而米追日高
直ニ相成り候故、御積下御延引被成置候段申来り候故、舟場前^江
差出候義ハ先ツ差扣ひ、猶積下共ニ御見合之段幸吉^江申渡呉候様
申来、則当人^江申渡候、

但シ大坂^二而秋田米七拾八匁、酒田^二而拾六表^部、土崎湊^{（ヤヤ）}
^二而拾八匁、湯沢・横手・増田・浅舞・角間川・前郷^二而ハ出
米尅貫五百五十六拾文より六百文位迄^二候、右高直^二付在々飯
料売払候もの無之、且ツ去作も不宜候故、尅体之米出方不足
^二而御百姓共大困り^二候、猶近年打続候て作並も不宜候為旁諸

村取扱方ニ難渋之年柄^二候、

同廿二日

一 今夕後藤田又兵衛田面見分ニ回村致候よし^二而前郷村^江参り一宿、

同廿三日

一 又兵衛同然ニ回村ニ参り候、新町村ニて昼食、下仙道村一宿、扱
今年ハ雪消遅成候故農事不尺取候方故、何分せり立不申候得ハ六ヶ敷
年柄^二候故、村々相回肝煎共嚴敷申渡候、併シ此節既ニ半通又ハ三ヶ
一通位畦塗致候村も有之山内^江参り候処、未タ田面ニ雪沢山ニて中々
尅日^二二日過候ても田^二入候事不相成、処^二より未タ齒引罷有候振合^二
候、

同廿三日

一 堀回村^二而昼食、又兵衛ハ田沢・床舞村之方^江罷越候、我等ハ同
村^二而漆植立試直々前郷村^江参候、

一 久府同役池田新兵衛より当十九日附之書状下仙道村^江相達候、左
之通申来り候故親郷回状を以寄郷^江も可申渡候段申達候、

覚

先月廿七日 友千代様御袖留御前髪被遊御執、御名 豊前
様と御改名被成置候段、此度御飛脚申来候間、此旨被仰知
候、依之右文字同唱之名ハ可相改候、

右之趣支配処村々^江可被申渡候、以上、

三月

同廿七日

一 昨日迄ニ無残両西馬音内寄郷共御用向取片付昼食なし、前郷村
出立、御役屋^江罷歸り申候、

但シ此節組合曾右衛門見回役衆又兵衛・礼蔵・孝治共ニ詰合
居り申候、

四月朔日 八十八や、風なし、快晴

一 今日山田村を初同村寄郷無残田面見分、回村、松岡村^{ニ而}昼食、
暮六ツ頃御役屋^江罷歸り候、

但シ曾右衛門も一見申度候よし^{ニ而}同伴致候、

同四日

一 役頭又左衛門殿今日浅舞村御役屋^江御着之段申来り候、横堀一件
御処方之義ニ付曾右衛門・又兵衛右御役屋^江今朝より罷出候、

一 役頭より境村^{ニ而}被差出候御用状、今九ツ頃相達候、差掛り候御
用有之候ハ、浅舞御役屋^江可罷出候段申来候、

一 田面之分いつ方村々^{ニ而}ても敷敷被仰渡ニ候故大体ニ尺取、畦塗
仕舞田打ニ相向ひ候者多ク有之村方も相見得候、乍去山内通之

事ニ致候ては未夕思ひ候様ニ尺取■兼候方ニ有之候、此分ニ候
得共苗起も宜敷相見得候故、如何様御下り之頃迄ニハ無残植済
ニも可相成哉、何分右之通ニ致度、村々^江も急度申渡置候、

同五日

一 昨日役頭又左衛門殿浅舞村御役屋^江御出之処品々御用有之故可
罷出候段申来、今朝より右之御役屋^江罷越候、

但シ組合曾右衛門昨夕後より右御役屋^江差掛り候御用有之罷出
居候、

同六日

一 役頭^江左之通御伺申上候処、右之通ニ可致候段被仰含候、

床舞村御百姓共当二月中御役屋^江多人数罷越候て申出候ハ、
近年郷雑用掛増ニ相成如何共御百姓困窮仕候間、御取扱被
成下置候様申出候、其節幸ひ右親郷村西馬音内堀回村肝煎
儀兵衛御役屋^江詰居候故追々御吟味可被成置候故、両三人も
残跡人数無残罷歸農事働可致候段申含相返シ、段々取り尋
為致候処、左程之事ニも不相聞得候故儀兵衛^江申附候て、い
つれ田沢村ハ隣郷ニ候故其元^并田沢村肝煎立会候て郷勘定
を吟味可致、此次回在之節可申出之段申附置候処、其後右
郷勘定吟味仕候趣ハ是迄過割等ニ致候て追々御百姓共之手
内ニ割返シ可申候分、銭百三拾貫文余床舞村肝煎手内ニ有

之候、此分郷中相談之上即錢百貫文為差出候て殘切捨候義
二而、郷内一統熟談和合仕候付、証文等を以相濟候段申出
候、依_而右之御取扱左二相極り申候、

一村弘
床舞村肝煎 惣二郎

右ハ是迄御百姓共手内より過錢可返置之処、是迄無其義致
置候処、当二月中二至り一村御百姓共多人数御役屋_江罷越候
事ハ全ク常々取扱形不宜候付、

御用農事之外御呵
同村長百姓不殘

右ハ肝煎郷勘定不埒之義是迄一田吟味も不致罷有り、且ツ
当二月御百姓共御役屋_江相詰候節取扱柄も可有之処無其義
罷有り、旁不埒之致方二付、

御用農事之外御呵
同村御百姓不殘

右ハ其村肝煎郷勘定不埒筋之義、当二月中御役屋_江多人数相
詰、右願義有之候ハ、親郷又ハ隣郷相親郷、無左候ハ、忝
両人御役屋詰合之方_江罷越候て相願候ても宜候処、不行届と
は申なから農事相止多人数罷越候二付、

一 寺沢村肝煎之義御伺申上候処、是又伺之通被仰含候、

寺沢村仮肝煎 兵四郎・惣四郎

一 横堀村一件今日左之通被処置申候、

御役御引上急度御呵

肝煎 利兵衛

右ハ先年川堀替之節不少人足入増之段申立御備錢拝借肝煎
相勤罷有り、右よふ之偽りを申立候付、

両郡御追放
同村 卯兵衛

右ハ肝煎勘定筋品々不埒形有之段、落文を弟長四郎_江申附為
相認、依_而勘定御吟吟味被成置候上、一筆限り自分共吟吟致候
処、外二紛敷筋更ニ無之段見済印居致候、然ハ根元より肝
煎之悪目を主立相企候二付、御時節柄を不恐御苦柄引出候
二付、

一郡御追放
同村 卯左衛門

孫右衛門

久多

善四郎

右ハ其村卯兵衛_江同心致、肝煎悪目を落文ニ致、御時節柄不
恐 上を、御苦柄を相企二付、

一村弘
同村 長四郎

右ハ其村卯兵衛差図とは申なから肝煎之悪名と存候_而罷有
なから落文相認候二付、

同七日

一 春農二付御取扱形今日左之通被仰渡候、具サ之義ハ別扣ニあり、

一 米五石 寺沢村

一 同拾石 小野村

一 同拾石 役内村

一 同五石 林崎村

右ハ是迄年々引継を以春農御助成拝領被仰付候、

一 錢五拾貫文 役内村

但シ八朱五ヶ年割ニ而、是は昨年非常之悪作仕候付、

一 米拾石 上院内村

春農拝領、但シ昨春拾五石拝領被仰付候得共昨年悪作仕候付、

一 錢拾貫文 閨院内村

但シ八朱三ヶ年割返上ニて、

米拾五石 中村

但春農拝領、

錢五拾貫文

但シ八朱五ヶ年割返上、

右ハ昨年悪作、其上困窮郷二付、

一 錢五拾貫文 高松村

但シ八朱五ヶ年割返上ニ而、

一 米三拾石 桑ヶ崎村

但シ春農拝領、

右ハ困窮郷二付格別取調書を以申上候、永代地等之分ニ付、願上候分ハ追々向々江示談為取尽候上ニ錢五百貫

文限拝借被仰付候事ニ相極り候、

一 錢貳拾五貫文 逆巻村

但シ八朱当暮元利共返上ニ而、

一 米貳拾石 杉宮村

但シ壹割御利附当暮元利共返上ニ而、

一 同貳拾石 田沢村

但シ壹割御利附五ヶ年返上、

一 同拾五石 糠塚村

但シ右同断、

一 同七石 二条道村

一 同七石 高尾田村

但シ両村共春農拝領、

一 同貳拾七石 大沢村

但シ御利足御免、当暮返上、

一 同拾五石 野中村

一 米拾石 床舞村

但シ両村共春農拝領

一 同五石 林崎村

但シ引繼^二而右同断、

同式拾石 下仙道村

但シ壹割五ヶ年返上

錢百貫文

但シ八朱五ヶ年割返上、

一 米五石 石塚村

但シ御利附当暮元利共返上、

一 米五拾石 大戸村

但シ右同断、

一 同三拾表宛 足田村・大久保村・新町村

但シ右同断、

一 同拾五石 山田村

但シ御利御免、当暮返上、

一 同拾五石 上下郡山村

但シ壹割御利附、当暮元利共返上、

米三拾五石 堀回村

但シ壹割、五ヶ年返上、

錢百貫文

但シ八朱五ヶ年割返上、

米拾石 赤袴村

但シ壹割、三ヶ年返上、

錢三拾貫文

但シ八朱三ヶ年返上、

米三拾石 貝沢村

但シ春農拝領、

錢五拾貫文

但シ八朱、五ヶ年返上、

米式拾石 松岡村・深堀村

但シ壹割、五ヶ年返上宛、

錢七拾貫文

但シ八朱、五ヶ年返上、

右五ヶ村共ニ無符人高符人附仕候付、

外ニ

一 米五拾表 横堀村

一 同四拾表 相川村

一 同六拾表 小野村

一 同四拾表 川井村

右ハ院内駅備米之内より時相場を以御払代錢十一月返上

二而、

一、米五拾表 前郷村

右ハ御備米之内より右同断、

同八日

一 浅舞村御役屋より御用済ニ相成、朝飯後湯沢町御役屋^五罷歸り申

候、

但シ曾右衛門ハ昨日御用済^二而湯沢御役屋^江罷歸り候、

一 寺沢村兵四郎・惣四郎催促之上飯肝煎被仰付候段申渡候処、早速御請相済候、

同九日

一 床舞村御百姓共催促之上御伺相済候通り、今日御呵申渡候、

同十一日

一 今日書状を以役頭^江御伺申上候ハ、横堀村親郷御引上候て可然候段先頃御内々も有之候故、段々思慮仕候処、左様之事^二罷成候ては又横堀村之難渋筋も可相生候間、当分下院内村肝煎利兵衛勤役中相親郷之事^二被成下置候様御伺申上候、全躰横堀村は人柄至て不宜、猶又此度申上候伊兵衛と申者ハ横堀村之耆人^二御坐候得共、是迎も甚未熟^二而親郷肝煎と申候もの^二ハ無之候得共、外二肝煎被仰付候て可然候もの無之、且ツ村方よりハ誰^江被仰付候ても宜有之、郷中相談相尽候得共肝煎人配り難相決候間、上より仁指を以被仰付被下度相成義^二候ハ、兩人肝煎被仰付被下度候段、書載を以申出候得共、兩人肝煎ハ不宜候間、伊兵衛耆人^二被仰付被下度候趣共^二具サ申上候、

同十二日

一 役頭より昨日御伺申上候御返事左之通申来候間、則今八ツ頃催促之御用状下院内村肝煎^并横堀村伊兵衛^江差遣候、

上略、然ハ横堀村肝煎之義縷々被仰越承知致候、左候ハ、伊兵衛被仰渡可申候、村形^江被仰含候ニハ先ツ此度ハ伊兵衛耆人被仰付、右当人ニて差遣之義も有之候ハ、追々今耆人可被仰付御申渡可被成候、

一 下院内村相親郷之義被仰越候得共、伊兵衛と申者勤形追々御見届之上相親郷^二被成候^而可然、先ツ此度親郷引揚下院内村^江被仰付可申候、横堀村難相立様被仰越候得とも、此度之一件忤も余村なれハ騒立候ニも相及不申、偏二人氣不宜より騒き候義^二御坐候間、親郷ニても御引揚御こらし被成候義と被存候、右申上度早々、下略、

四月十二日浅舞御役屋より之御返事也、

同十三日

一 下院内村肝煎^并横堀村伊兵衛、今九ツ時罷越候故、昨日役頭より被仰含候通申渡候処、兩人共二早速之御請難申上候間、暫ク相扣呉候様申聞候得共、強^而只今御請可申上候段申含候処、いつれ罷歸り郷中^江篤と相談之訳柄も有之候間、幾重ニも其間相扣呉候様湯沢肝煎を以再忤兩人共願^二候間、無扨任其意申候、

一 昼食後品々御用有之、浅舞村御役屋^江罷越申候、

同十五日

一 役頭^江昨日^江伺之御用相済、今朝湯沢御役屋^江相戻り申候、

但シ曾右衛門馬調御用済^江回村御用済^二而、又兵衛・礼藏・孝治

共ニ今日御役屋^江罷歸り申候、

一 津輕様当十八日院内御泊^二而御下之处、御道中ニて御不快ニ付、

十九日院内御泊ニ相成候段御向触直シ相達シ候、

同十六日

一 津輕様十九日院内御泊ニ相成候故、加郷村々^江人馬詰方之義、今

日又候申渡直シ之手紙差出候、

同十七日

一 横堀村伊兵衛^江先日肝煎被仰付候处、兼^而極窮ニて御役難相勤候

義を以御訴訟ニ候得共、右御取揚難被成候趣申渡候处、いつれ

退出之上郷中^江罷歸り篤と郷内相談之上、御請申上度候段願^江付、

任其意相返シ置候处、今日御役屋^江罷越御請相済申候、

同十八日

一 下院内村^江先頃親郷ニ被仰付候处、其節親郷御訴訟ニ候得共品々

申合候、いつれ村方^江罷歸り長百姓共^江も睨と相談仕候上ニ御請

形之義申上度よしニて罷歸り、昨日長百姓武助を以申出候ハ、

当处之義小駄ニて駄場御用も近年來ハ多ク罷成、且ツ御处下タ

之処是又右之御用も相嵩シ、如何共此上親郷被仰付候義ニては

村方迷惑之段申出候得共、如何様御訴訟申上候^而も御取揚難被成

候段申渡候处、右ニ付今日御請形相済申候、

一 津輕様御道中^二而御不快ニ付、又々御日限相違ひ、廿一日院内御

泊之御触直シ相達候故、其段加郷村々^江申渡候、

一 津輕様御下りニ付藤田又兵衛院内^江昨日より罷越候、

同十九日

一 此度御吟味之次第有之、横堀村親郷御引上、下院内村^江直々右親

郷被仰付候段、右之寄郷^并外三ヶ親郷^江回状を以今日為知置申候、

一 津輕様御^江二付仁平礼藏今日院内駄^江参り、又兵衛兩人右駄調被

仰付候、

同廿日

一 組合曾右衛門一ト先御用済^二而今日出立、帰宅、

同廿二日

一 津輕様昨晚院内^二而湯沢御昼^二而、今日正七ツ時湯沢御通行、右

ニ付人馬共無滞相済候、

一 川又孝治津輕様御通行ニ付岩崎村舟場^江出張ニ付今朝より同村

^江罷越候、

同廿三日

一 又兵衛・礼藏院内駄御用済、孝治岩崎村舟場御用済、今日御役屋^江罷歸り候、

同廿四日

一 見回役衆三人共回村ニ出被申候内、又兵衛ハ宿ながら外両人ハ日歸り、

同廿五日

一 役頭今日浅舞御役屋より当御役屋^江御引移被成候、

同廿六日

一 山田村川原近年養蚕方^江御任セニ相成、桑畑御開被成候外未タ木立原ニ相成居候分於産物方ニ御引受、郡方と御示談之上漆木御取立可被成候御都合ニ^而、役頭又左衛門殿・江橋甚四郎殿〔御添役ニ^而産物方〕・石川波江〔御勘定方吟味役ニ^而右同断〕・作藤兵吉〔御検地役〕・我等共ニ今九ツ時より右場処見分ニ被罷越候、扱段々御見分被成候処至極場処宜候得共、大木立原ニ^而中々少分御物入ニて漆木取立ニも不相成、且ツハ本畑地ニ^而三拾石余先荒ニ候得ハ、鋤入ニ相成候上ハ畑高ニ不致候ヘハ不相成、左候得ハ折角御物入無残右地頭梅津外記殿^江₍₄₎差遣候事ニ相成候故、

先ツ漆木御取立御見合之事ニ相成候、

同廿七日

一 江橋甚四郎殿石川^(A)彼^江・我等共ニ今朝より相川村^江罷越候、右ハ同村之内漆木取立候場処夥敷有之候よしニ付見分ニ相及候処、無残畑地ニ^而先荒当地ニ^而未タ御張紙も不相済候分斗ニ候故、此処^江植立候義も何レ御見合ニ相成候、直々同村ニ^而昼食、七ツ頃御役屋^江罷歸、具サ役頭^江右之段申上候、

五月朔日

一 今日役頭田面御見分ニ付赤袴村昼食、前鄉村御泊、但シ此節見回役衆無残外村々^江回村被致候ニ付、我等壹人御同伴致候、

同二日

一 飯沢村ニ^而昼食、堀回村御泊、

同三日

一 八幡村ニ^而昼食、御役屋^江歸り被申候、
一 横堀村壹件之義ニ付御追放被仰付候者之外御呵御免被仰渡候間、則今日御用状を以御免之趣申渡候、

一 床舞村ニ^而御呵之者共御免被仰付申渡候、

罷越、万端差図ニ相及候、

同五日

一 役頭御用済ニ相成、今日朝飯後御出立御歸り、

一 右御用ニ付取調致候、

一 前郷村之義ハ町場之為何角御用筋ハ不申及諸事取纏ひ兼、且ツ

西山通之義一向ニ不相知候間、前郷村^江兩三ヶ年も引越取扱申度、

同八日

併シ御賄ニ^而罷有り候事ニテハ郷中尻打不少候間、御備之内より

一 山中道橋共見分ニテ朝より罷越、日暮ニ罷歸候、

式百貫文無利足ニ^而引越中拝借被仰付被下度、右利足ニ^而歩伝馬

但シ夕後仁平礼藏右御用ニ付罷出候、

并卯時給代共ニ相弁シ申度、且ツ御百姓家ニ居り候ては如何共

同九日

可仕候様無之候間、伝馬役処屋敷之内普請仕度候得共右入料ニ

一 田処主鈴・藤田又兵衛、今夕後より右御用ニ付罷出候、

致方無之候得共、郷中并寄郷よりも少分ハ可為差出候得共、相

同十日

成事ニ御坐候ハ、御備より拝領仕度候趣共具サ申上候処、引越

一 先日御宿割致候得共見回役三人共立会ニ^而宿々見分致候、

之義ハ於上ニ御差障も有之候得共御沙汰之上ニ可致候、其外之

義ハ宜敷候故早々普請^江取掛可申候事ニ被仰合候間、いつれ 斟

同十一日

可致候段郷中^江申渡候、猶寄郷より御手伝ひ之義ハ見合申度候段

一 屋形様益御機嫌能今未ノ上刻院内御休処^江被為 入候処 御目

申上候処、其通ニ可致候よふへ被仰合候、

見被仰付候間罷出、右相済役処^江見回役衆共引取り申候、

但シ家内共ニ引越候事ニハ不相成候間、我等斗引越シ御皆済

但シ 御目見之節ハ御勘定方吟味役〔是ハ院内銀山^江詰合之

之節斗罷歸り候様ニ申上候処、是又御承知之趣ニ御坐候、御

者〕、其次郡方吟味役・同見回役、夫より院内給人之内 御目

扶持之義ハ未タ不申上候故追^而御伺ニ可相及取調ニ^而候、

見之もの、右いつれも役名名前御披露、

同六日

一 当十一日院内村御泊ニ付、御下国被遊候付、昼食後より院内村^江

同十二日

一 屋形様今朝明ヶ半時院内御休処 御発駕被遊候、万端御都合も宜敷、首尾能御通行相済候、

但シ一昨朝より雨ニ相成、同夜中ニ至り大雨之処、昨朝明ヶ頃より晴あかり申候、

同十三日

一 右御用済ニ相成、今日御役屋^江罷歸り申候、
但シ此節も組合曾右衛門も右御用^二而御役屋^江詰合居り候、

同十四日より十六日迄

一 担処村々より御用筋御伺申出候分差図致候、
一 在処より長沢常吉相頼候^而、養兄藤右衛門病死之義申来候、

同十七日

一 役頭又左衛門殿より被仰含候よし^二而、又七郎殿刻附御判紙添^二而郡方見回役芳賀金五郎より書状を以早々可罷歸之段、今曙申来、直々御役屋出立、跡申置候御用向之義組合曾右衛門^江相頼、猶馬調御用相勤呉候様是又頼置候、六郷村^二而昼食、上淀川村^二而泊、

同十八日

一 昼食なし^二而^江在処着、

一 忌中之義一昨日御評定処^江淀川為八を相頼御届申上候よし、其外共ニ為知置候由ニ有之候、

一 役頭又左衛門殿^江只今歸着仕候義、且ッ先日被仰付候杉宮村^二而仙台様回シ之者喧嘩致候処右操被相毀候ハ、同村御百姓之内相加里居候よし、操回シ人数出府御苦柄申上候付、右吟味ニ相及候得共郷中之者加里不申候間、いつれ其節ニ掛合之有之候者共より御答書取り候分取揃候て、今日役頭^江差上申候、

但シ右操毀シ候者ハ元杉宮村出生、式拾ヶ年斗以前ニ欠落致候者^二而、両三年此方同村之吉祥院ニ居り、当春中御同院より暇被差出候よし、四月八日祭礼ニ付右手伝ニも参り候事ニも可有之趣ニ候、右喧嘩之節より郷中御百姓之内ハ猶更毀シ候者ハ御百姓ニハ曾て無之段申出候故、御役屋^江も操回シ之もの共取扱呉候よふニ願申出候得共、右之為取扱兼候義申渡差遣候得共、其後又々湯沢駅場方^江罷越シいろく之義申出、如何共迷惑之よし、右肝煎申聞ニ候処、幸ひ役頭又左衛門殿御役屋御詰合ニ候間御耳立申上候処、相手ニ相成候者支配之者ニ無之候事ゆへ難取扱、且ッ数日逗留ハ不相成候間早々出立可為致候よしニ付、翌日仁平礼藏右操回シ人数御役屋^江催促申渡候、右申渡候節我等ハ御用有之、江橋甚四郎殿同様相川村^江罷越候ニ付、礼藏より申渡候、

一 曾右衛門^江馬調相頼候段一ト通又左衛門殿^江今日申上候処、御承知之趣申来り候、

一 湯沢・院内両駅分之御伝馬渡料取揃ひ候ハ、同苗永治^江申附候
■同役菅生兵右衛門^江今日指遣候、右受取候よし^二而請留ハ参り
不申候、

同廿五日

一 今日より忌御免之義昨日役前御評定奉行・御副役より御手紙^二
付、御評定処^江出勤、御礼申上候、

六月四日

一 東西共ニ御皆済今日之事ニ申入候処御日市有之、諸役処御休日
ニ相成明日之事ニ致候、

同五日

一 御金蔵^江東西御皆済人同道致候、
但シ東山道之義ハ曾右衛門回在中之義ゆヘ我等相頼候ニ付、

同十一日

一 曾右衛門昨日在より罷帰候故、御皆済我等担処之方相頼、切支
丹御調ニ回在不致候ヘハ不相成候故、其段役頭^江申上候処、十五
日より回在可仕候よし被仰含候間、其通ニ仕候て御皆済之義曾
右衛門^江相頼、十五日より回在之事ニ致候、

同十四日

一 明日より回在仕候付、御評定処^江御届ニ出勤、

一 役頭^江御見舞申上候処、兼^而心願筋之義湯沢給人大野慶太郎義
内々を以斎殿^江被仰上被下候得共、此節ならず以来金錢等差上候
ても組下被拔置候義ハ曾て不相成、乍去其当人勤功ニより候得
共右之御振合之よしニ付、此度雄平両郡^二而猪取立方之者耆人不
被仰付候ヘハ不相成、右御用掛被仰付役中組下被拔置候事ニて、
猶又追々ハ手前もの入を以杉拾万宛百万本も村々^江植立候、右を
以組下被拔置候様ニも可相成候よし、無左事ニて金錢差上候義
ニてハ組下被拔置候事不相成、且ツ右御用掛被仰付猪村々より
御買上之節慶太郎より百金も為差出候義ニ相成間敷哉之段共ニ
被仰含候故、いつれ回在之上当人取尋候て申度候間、夫迄御扣
■被成下度、有無之義申上候様可仕候義申上候処、役頭御承知
ニ御坐候、

同十五日

一 在処出立、戸嶋村^二而昼食、大曲村一宿、

同十六日

一 大曲村出立、横手町^二而昼食、湯沢御役屋^江着、
但シ此節御檢地御用有之、佐藤兵吉・岡村源蔵・見回役仁平
礼蔵詰合、

同十七日

一 大野慶太郎^江罷越候て、当人心願筋之義ニ付役頭より当十四日具サ被仰含候御内々之事申談候処、いつれ明朝迄返答相扣呉候様ニ付、其通ニ致罷帰候、

同十八日

一 大野慶太郎罷越申聞候は、組下相拔申度候内願筋之義ニ付、段々昨日御談被下候事共誠に難有仕合ニ奉存候、乍去左衛門殿^江莫太之御立替錢ハ私ニも不相限、外並方ニも御坐候得共、私事ハ格別之義ニ御取調■相成、当暮迄高式拾石開之内より 上^江御願被仰立、右之分被下候事ニ御約定相済、是非共当暮ニ罷成候へハ被下候義ニ御坐候、然ハ此節諸苗木取立御用係ニ^而役中組下被拔置候事ニては、右御約定之義空敷相成候訳ハ兼^而私事何角を以組下拔ヶ候様之取斗意可致、十分左衛門殿ニて御差考有之、万一右よふ之毛頭相知候時は私身分之大事ニ相抱候間、右高当暮御引渡被下候上明春右御用係ニ被仰付被下度、猪御買上之節ハ百金ハ無心元候間、五拾金可差上候得共、是は正・二月迄ニ御返シ附、又明年ニ至御用ニ御坐候ハ、御立替可仕候、且ツ杉・漆取立世話之者拾ヶ処^江立置候て、当暮より老ヶ処^江式拾貫文ツ、合力向五ヶ年中年々呉置候へハ、都合千貫文ニ御坐候、左候ハ、杉・漆共二百万位宛ハ村々^江植立為致候事ニ可相成、右ニても心

願筋御取立ニ不相成候ハ、其節外ニ五百貫文も可差上候得共、只今より千五百貫文都合ニ申上、万一手遣ひニ相成候てハ恐入候間、先ツ千貫文之事ニ申上度内々心組之処ハ千五百貫文■差上候趣申聞ニ御坐候間、直々役頭^江差上■慶太郎居候処ニて相認、当人^江為見置候上今日仕送申候、

一 昼食後下院内村^江罷越候、明日より切支丹調致ニ付、

同十九日 土用

一 今日下院内村切支丹御調相済、同村ニて昼食、直々山田村^江引移り候、

同廿日

一 昨晚山田村ニ^而昼食後右同断御用、前郷村^江引移り候、

同廿一日

一 前郷村寄郷共切支丹御調相済、昼食後より堀回村^江引移候、

同廿二日

一 堀回村寄郷共右同断、直々一宿、

同廿三日

一 前郷村ニ^而昼食、御役屋^江罷帰り候、

但シ礼蔵も御役屋詰合罷有り候、

八月六日

一 今日於御学館養老御執行、担処村々より男女九拾歳以上之者都合拾九人、内式人四ケ度目、同六人式ケ度目、同拾老人初て、具サ別記ニ有り、

一 今朝役頭又左衛門殿^江罷出候処、西馬音内前鄉村^江三・四ケ年も長詰致候て、担処村々心通ニ致し取扱可申、昨日斎殿^江御伺相濟候故此度回在より右之心得ニて可取調、且ツ長詰之為却て御苦柄を増候義も可有之候哉、右御苦柄相増候義を相伺居り候ては不宜候故、何分出精致シ候て村々引立、是迄之困窮を相直シ候様ニ可致、猶詰中御扶持之義ハ矢張四人御扶持被下候、是も前鄉村至米無之候ハ、湯沢町御役屋詰之手形を以同処より可請取候段共ニ被仰含候、

但シ年々担処御皆済之節斗罷歸り候積、猶又駄場処之内^江別段御役屋より御もの入^{ニ而}我等居り候役処普請被仰付候、歩伝馬として式百貫文無利足を以拝借、右利分を以歩伝馬代相払候事也、

同九日

一 当六日養老ニ付御百姓共九拾歳以上之者^江拝領被仰付候青緋都合拾三貫四百文、今日 御城^江出候て仕送御判紙請取候て、直々

御町処^江出シ、湯沢町御役屋詰藤田又兵衛^江書状差添候て差出候、

一 於御会処役頭又左衛門殿被仰含候ハ、今年作並之義ハ御見聞之通いつ方も充分之上作ニ候故、同役共今日御毛見御苦柄なし之段老中^江申上候、支配処之義ハ未タ不申上居候故、当十五日迄申出無之候へハ無御[■]之段可申上候故、此義担処^江早々可申達[■]被仰含候、依^而手元担処之分ハ先頃回状を以御苦柄申上候作柄ニ不相聞得候故、寄郷吟味之上一刻もはやく可申達之趣ハ申渡置候得共、猶又今日湯沢町詰合藤田又兵衛迄可申遣候て吟味致候て、十五日迄ニ不申来候へハ御苦柄なし之趣ニ可致候故、此義共ニ被仰含可被下之旨申遣候、

但シ今年ハ六郡一統上之作田畑共ニ申分無之と申内ニも、上浦通りハ至て勝レ候作並ニ有之候、

同十五日

一 湯沢御役屋詰藤田又兵衛より今晚書状相達候、担処四ケ親郷寄郷共相談致候処、一統上作ニ有候故御毛見御苦柄不申上候段、書載を以申出候、

同十六日

一 明日より長詰回在致候付、御評定処^江御届ニ罷出候、猶長詰之為品々持参ニ付歩夫三人往来被貸下、右御判紙直々請取候、
一 昨晚相達候担処御毛見御苦柄なし之書載、四ケ[■]より差出候

分無殘役頭^江今朝持参、差出候、

一 役処^江出勤、明日より長詰回在二付、跡御用向之義可然御頼候趣共申談候、

同十七日

一 今日より長詰回在二付、朝五ツ半時出立、和田村^二而^而昼食、刈和野村^一壹宿、

同十八日

一 刈和野村出立、六鄉村^二而^而昼食、横手町壹宿、

同十九日

一 横手町出立、昼食なし、湯沢御役屋^江着、

同廿日

一 組合同役田口曾右衛門、横手泊^二而^而今日御役屋^江着、

一 担処親郷村々肝煎共罷越候故、品々御用筋申渡候、

一 先月中被仰渡有之、其節村々^江申渡候得共、右被仰渡書留置不申故左ニ記ス、

村々^江申渡之寛

村方不幸有之、死者之宅^江菩提寺罷越引導相済候上ハ、其宗

旨ニより直々跡祓之法式も有之趣ニ候間、其村其家ニより

前々より之仕来リニて、修験其外祈願処相招、跡祓之祈祷為致候とも、菩提寺法式悉皆相済候上^二而^而修験其外之勤行為致、聊も相混候義無之様可致事、

但、其菩提寺ニより引導相済、跡祓之祈祷致候節、前々より之仕来^二而^而守札幣帛等差遣シ、或ハ施主より願候^而幣札等申請候者も有之由ニ候得共、畢竟葬式ニ付候跡祓ニ候間、別段跡祓之施物不及差出候事、

一 菩提寺跡祓致候ても施物等不差遣候へハ外ニ迷惑之筋も無之筈ニ候間、其村其家ニより前々より之仕来^二而^而修験其外祈禱処相頼跡祓致来候処ハ、前々之通相違無之様可相心得事、右之趣村々^江可被申渡候事、

七月

同廿一日より廿四日迄

一 外ニ差シたる御用無之、

同廿五日

一 同役跡部惣兵衛・鯨岡四郎右衛門より当廿三日附之書状今朝相達ス、左之通、

上略、然ハ先日内々申上候通、今年豊作ニ付在々^江花番樂被差免候段被仰渡候故、此段左ニ御承知被成下度候、仙北三

郡ハ西来院願ニ付同寺^江免許被相済申候、雄勝郡^江ハ晴天五日、平鹿^江ハ同日、両郡ニて十五日ニ御坐候、仙北^江ハ十日と申事ニ御坐候、花番樂とは申なから芝居ニ御坐候間、此段とも二左ニ御差心得可被成候、御伺之上申上候、雄勝五日之内地形ハ何方ニても立元共願次第御障なき処ハ被仰付候筈ニ御坐候、但湯沢ハ兼^而為御掛合有之、是ハ不相成候事ニ此度羅淨寺^江も被仰合候趣ニ御坐候、立元共同処ハ願申上間敷候得共、為御心得申上候、西来院願ニハ此度花番樂被為済置候日数書附を拝領致度申聞有之、内々申上候て、両郡之分認候て直々相渡候間、此旨御承知被成下度候、

一 惣て見物ニ罷出候面々、御法度之着服等有之おゐては嚴重ニ被仰付候趣ニ、御内々被仰合ニ御坐候故、小生共担^江も厳ニ申渡候、為御心得申上候間、猶更被仰合可然奉存候、
下略、

一 右之通申来り候故、担^江回状を以今日申渡候、猶又右狂言師免許日限後留置間敷、且ツ右を見物村每多人数出候為、刈場手後ニ相成り候よふ之事曾て不相成候故、先頃より申渡候通刈場此上尺取り候義共ニ厳ニ申渡候、

同廿六日

一 高松村地形之内より赤土之出候処有之、右土を取り申度候段、

久保田町其向^江願申立候ニ付、いつれ村方ニ^而迷惑之有無取合候よふ役頭より被仰合、則村方^江申遣候処、先年左衛門殿よりも右土を取り候段被申合候得共御訴訟申上候よし、其訳ハ、上下関・相川いづれも水元ハ高松川ニ候処、右赤土之洪水と川原毛之湯泥之悪水之為ニ八年々共ニ不作致、然ハ其赤土を取り候て直々赤土之俣ニて川^江流入候事ニ相成、左候てはいよ／＼以悪水相増候義如何共迷惑申斗無之趣ニ回在以前書載を以申来り候間、其段申上候処、回在之上実地見分可致候段被仰合、先頃より回村と存候得共折悪敷雨天続ニて延引ニ相及、今日罷越候ニ付、御役屋より罷越、高松之内字三寸川ニ^而昼食、夫より赤土之出候場処奥山之内わさひヶ沢と申処也、段々其処を見分ニ相及候処、沢川之至て深き処ニて、其平之中^{（ツツ）}英より出候土ニ有之、又其処より六七拾間融候て大田地之沼有り、其水赤ク有之、則是か為之悪水之よし、其沼之赤渋通シ^江吹出候為ニ其処此^江赤土出候、然ハ右之赤土を其水川^江流シ^而ハ猶更悪水相増候ては一ト通の差障ニも無之、且ツ右赤土を取り候て大沼之破レ候事ニ相成候ては、弥以大事ニ相及候よしニ有之候、御百姓共申条之通ニ見分致候、併シ少々宛取り候ても左而己之差障ニハ不相成、是迄随分盗取りも致候よふニ相見得候、乍去右を家業ニ致取り候事ニハ曾て不相成場処ニ見済候て、夫より硫黄山小屋^江罷越一宿、扱高松郷内より右赤土の出候処迄ハ至て難^江ニ有之候、

同廿七日

一 硫黄山今朝無殘見分、夫より泥湯^江罷越、同処見分、右いつれも高松之内同村之内字つふ沼と申処にて弁当昼食、御役屋^江夜五ツ時頃罷歸り候、

同廿八日

一 赤土取り候場処見分之次第具サ書状を以、今日駄送を以役頭^江申上候、猶委曲之義ハ近日礼藏可罷歸候間、其節猶又可申上候事共ニ申上候、

一 跡部惣兵衛より当廿六日附之書状相達候、左之通、

上略、然ハ御担処田代村肝煎平兵衛御撫育御備^江米錢差上候付、御称之御書附役頭より之御用状共御渡ニ付差上候間、

御請取被成下度候、右被仰渡ハ当月廿二日被仰渡候段、此段共可申上候様被仰含候故、左様御承知被下度候、

一 被仰渡御書附壹通、雄勝分差上候間、曾右衛門様^江も早々御

伝ひ被成下度候、御同然不調法人出候ては大変之事ニ御坐候間、嚴重ニ被仰渡可然奉存候、

一 役頭より之御用状、跡部より申来候通、平兵衛御称之義当廿二

日被仰渡候趣ニ御坐候、外ニ相替候事無之、略ス、

一 田代村肝煎平兵衛^江被仰渡書左之通、

雄勝郡田代村肝煎 平兵衛

此度雄勝・平鹿右両郡御撫育御備方^江為冥加調錢千貫文并米三斗入式百俵、五ヶ年割を以差上度旨申出奇特之事ニ候、依之格別之御沙汰を以永三人御扶持被下之、一代苗字御免被成下候条、難有可奉存候、

八月

一 左之被仰渡書則親郷回状を以申渡候、猶又先日手元よりは是等之義を初品々申渡候得共、今日又々書添候て敷敷申渡候、

郡奉行

去年中重キ 思召之旨一統^江被仰渡候義ハ委曲被差心得之通ニ付、各ニおゐても右被仰渡之外ニも御百姓共^江一体之心得形格別ニ被申渡候趣も有之よし、依之其砌より内外吟味之義向々^江嚴密ニ申含置候処、兎角被仰渡之御趣意^并各被申含之筋御百姓共厚ク勘弁も不致候哉、今以相応之御百姓共ハ小形付縮緬・絹羽織・川越平之袴など着シ、婦人ハ紫縮緬又は絹帶ニ^而青傘迄も相用、御百姓ニ似合さる躰之もの間々有之由、小百姓共迄絹袴・羽織等着シ、若勢共等ニ至り候迄も高直之胴乱・雪駄などにて田畑之仕事仕舞候得ハ三味線・小唄などの慰等致候もの間々相聞得、畢竟其主人ノ二おゐて被仰渡を相守り候存念薄き故ニも可有之、不届なる事ニ候、左様花美之風俗ニ相成候ては自然耕作之業ニも相進兼候筋ニ付、去年中件々御沙汰も有之処、今以旧染之姿相改り兼候段、偏ニ見回役^并御足輕共ゆるかせ故と相

聞得候、右之趣ハ其筋々吟味之もの共よりも申出候而已な
らす、間々親ク及見聞候次第も有之候間、属役共^江猶も嚴重
ニ被申渡、万一右体之者見当り候ニおゐては、見回役其外
迄も急度御沙汰之品可有之候条、此段猶又嚴密可被申含候
事、

八月

同廿九日

一 田代村肝煎平兵衛御称之御書附、態夫を以今日仕送差遣候、

同晦日 御用なし、

活動報告

(令和三年二月現在)

一 展示

○企画展「所蔵資料にみる秋田の行事とくらし」

前期 八月二十四日～九月二十二日

後期 十月三十日～十二月一日

展示を通して、当館の周知と県民の利用促進を図ることを目的として開催した。今年度は各地で行事が中止を余儀なくされたが、秋田の古き良き行事とくらしを紹介することで、各地の行事を見つめ直し、新たな発見につながる機会になればとの思いで開催した。来場者数は延べ四、五一一名、マスコミ取材は七社。

展示室のコーナー設定

- ・古文書からみる秋田の年間の行事
- ・眠り流し(竿燈・能代)
- ・各地の行事
- ・正月行事
- ・カマクラ
- ・日吉八幡神社の記録
- ・近代資料にみる行事
- ・現代の秋田の行事
- ・風俗問答の世界

(一関修二)

二 公文書館講座

○公文書館講座

館蔵史料をテキストに使用し、くずし字解読の手助けを行うとともに、史料が作成された歴史的背景を解説し、その重要性和面白さを感じていただくことを目的に開催した。全三回、一講座当たりの定員は二十名まで。参加者数は延べ四十八名。

第一回

九月十一日

古文書解読入門―返読文字を中心に―

(講師・煙山英俊)

第二回

十月九日

秋田藩士の日記を読む

(講師・一関修二)

第三回

十一月二十七日

黒印御定書を読む

(講師・柴田知彰)

当初の計画では、「古文書解読講座」を六回、「歴史講座」を二回開催する予定だったが、しかし、新型コロナウイルス感染症拡大のため、新年度に入り急遽回数と内容を検討し直し、「古文書解読講座」に「歴史講座」の内容を加味し、初級者向けの古文書を教材とした「公文書館講座」三回に再編した。また、三密を避けソーシャル・ディスタンスを保つため、募集定員も例年の四十名から二十名に削減した。さらに事前事後の消毒と開催中の

換気、パーテーション設置など予防対策を徹底し、全三回を安全に開催することができた。昨年度と大きく異なる条件で行わざるを得なかったが、参加者からは、当館所蔵資料への関心や、古文書解読の学習意欲の変わらないうことを改めて感じさせられた。

(柴田知彰)

○出前講座

「公文書館所蔵資料に見る〇〇」をテーマに、県内の団体やグループで行う学習会に講師を派遣し、講座を開催した。

第一回

十一月十三日

【秋田市南部市民サービスセンター別館 南部ひまわり学級】

「映像にみる戦後の復興秋田(映像資料で振り返る 戦後～昭和の秋田市復興発展の歴史)」

(講師・高橋正弘)

公文書館が所蔵する映像資料(DVD)をプロジェクトで映写しながら、戦後～昭和六十年代の秋田市の復興発展の歴史を振り返った。参加者数は二十八名。

(高橋正弘)

第二回

二月二十五日

【にかほ市象潟公民館】

「古文書にみる生類憐みの令と秋田」

(講師・柴田知彰)

公文書館が所蔵する武士の日記から、五代

将軍徳川綱吉の時代の生類憐みの令と秋田に関する記録を教材に、受講者とともに古文書のくずし字を解読した。参加者数は二十五名。
(柴田知彰)

三 県政映画上映会

○県政映画上映会

昭和三十年代～五十年代に県が制作した広報映画「県政映画」をスクリーンでご覧いただき上映会を当館多目的ホールで開催した。全二日間、一日当たり三回上映。一日当たりの定員は六十名。来場者数は計百十六名。

第一回上映会

八月二十八日

八月二十九日の「県の記念日」の関連企画として、築後満六十年を迎えた県庁本庁舎・議会棟の建設工事と完成当時の映像など四作品を上映した。来場者数は五十四名。

第二回上映会

十月三十日

「文化の日」にちなんだニュース映像や県政各分野の施策紹介、菅義偉内閣総理大臣の郷里・旧雄勝町に関連した作品など七作品を上映した。来場者数は六十二名。

(高橋正弘)

四 研修・協議会等

○「二〇二〇年度アーカイブズ・カレッジ (史料管理学研修会) 短期コース」

十月二十六日～三十一日

国文学研究資料館
(東京都立川市)

年度初めに参加を申し込んだものの会期が近付くにつれ、コロナ禍により秋田から都市圏へ向かう判断に迷いが生じていた。その後、オンライン受講も可とする通知を受け、貴重な研修の機会を失わずに済んだことは幸いだった。様々な具体的な事例を含む講義を拝聴し、業務遂行における、より一層の努力の必要性を痛感すると同時に、貴重な文化財に日々身近に触れる事が出来る現在の立場に喜びを感じることもあった。

オンライン受講により、全国各地から参加している他の受講生との交流がままならず、日々の業務等についての情報交換まで至らなかったこと、また東京都公文書館見学ができなかったことは非常に残念であった。

◆研修内容

- (1) 講義「現代のアーカイブズとアーキビストの役割」
- (2) 講義「アーカイブズ資源論」
- (3) 講義「アーカイブズ・レコード・マネジメント

ント論」

- (4) 講義「民間アーカイブズ・コントロール論」
- (5) 講義「アーカイブズと情報コントロール」
- (6) 講義「アーカイブズの整理と目録編成」
- (7) 講義「自然科学系のアーカイブズ」
- (8) 講義「地域とアーカイブズ」
- (9) 講義「アーカイブズの保存環境と劣化損傷の予防」

- (10) 講義「アーカイブズの保存修復」
- (11) 講義「アーカイブズの公開と普及活動」
- (12) 討論・意見交換「総括討論」

(高田環樹)

○市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議

十一月二十日

公文書・歴史資料の保存と利用について取組みの強化を図ることを目的として、各市町村の公文書管理担当者及び歴史資料担当者を対象に開催。

・基調講演

「民間史料を残し、活かし、未来に伝える
ー全国各地でのささやかな経験からー」
東京大学経済学部資料室

学術支援専門職員

富善 一敏氏

・事例報告①「横手市公文書館の開館と

今後の課題」 (横手市)

・事例報告②「能代市の文化財・歴史資料の
整理の現状」 (能代市)

(鈴木美由紀)

五 史料所在調査

○県内史料所在調査

一月二十六日

横手市公文書館 (横手市)

横手市内旧市町村の自治体史編纂時の収集
資料を調査

(柴田知彰)

六 古文書班広報紙「古文書倶楽部」

日頃の調査・研究の成果をわかりやすく紹
介し、当館の所蔵資料をよりよく利用してい
ただくために発行している普及・広報紙で、
館内で配布している他に、閲覧室やエントラ
ンスホールに掲示、当館ウェブサイトやツイ
ッターでも公開している。

第九十五号 令和二年五月

・米代川道中記「米代川絵図」をたどる

(一関修二)

・県地方事務所の普及ポスター「終戦後の秋

田の農村を漫画化」 (柴田知彰)

第九十六号 令和二年七月

・【史料群紹介】「混架資料」の日記類

(煙山英俊)

・「県政映画上映会」令和二年八月二十八日
(金) 開催 (高橋正弘)

第九十七号 令和二年九月

・令和二年度企画展「所蔵資料にみる 秋田
の行事とくらし」から 展示資料「風俗問
状答」について (一関修二)

・藩政から県政へ「旧藩を土台に生まれた
秋田県」 (柴田知彰)

第九十八号 令和二年十一月

・カマクラからみる江戸時代の生活

(一関修二)

・「御暇式」から (郷土資料 A31792)

(藤田誠治)

第九十九号 令和三年一月

・野上陳令日記「複数の資料で事実を確認す
る面白さ」 (高田環樹)

・東照大権現、駿府に死す「義宣家譜」か
ら (佐藤 隆)

第百号 令和三年三月

・様々な系譜を経た秋田藩士「常陸以来代々
の家臣」：ばかりでもないようです (煙山英俊)

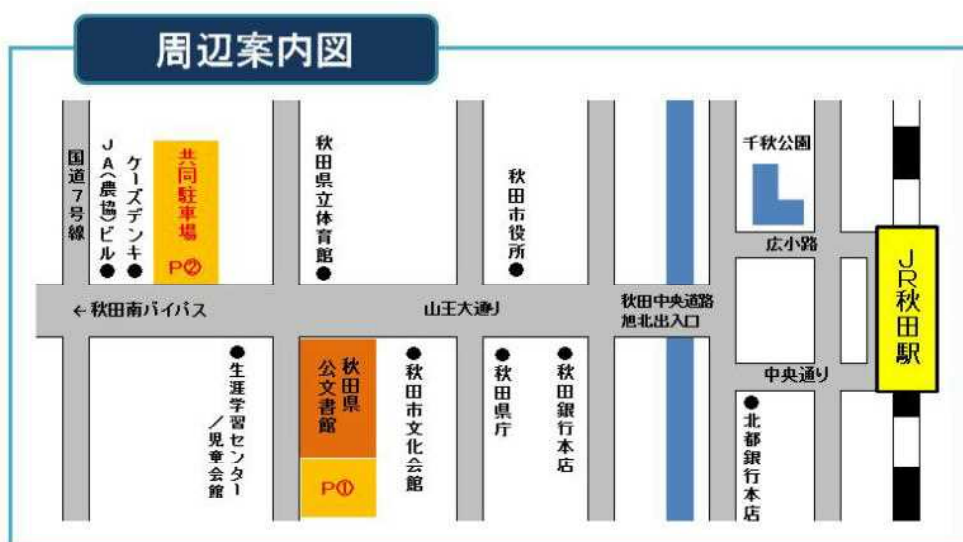
・古文書を読むということ (金森正也)

開 館 時 間（令和3年度）

- 平日……………午前9時～午後7時
- 土曜日・日曜日・祝日……………午前9時～午後6時

休 館 日（令和3年度）

- 毎週水曜日
- 年末年始（12月28日～1月3日）
- 特別整理期間（6月10日～15日、12月2日～7日）



（題字 寿松木 毅）

秋田県公文書館研究紀要 第二十七号
令和三年三月十九日発行
編集 秋田県公文書館
発行 秋田県公文書館

〒010-0952
秋田市山王新町一四一三二
電話 〇一八（八六六）八三〇一

URL <https://www.pref.akita.lg.jp/kobunsho/>
E-mail koubunshokan@pref.akita.lg.jp